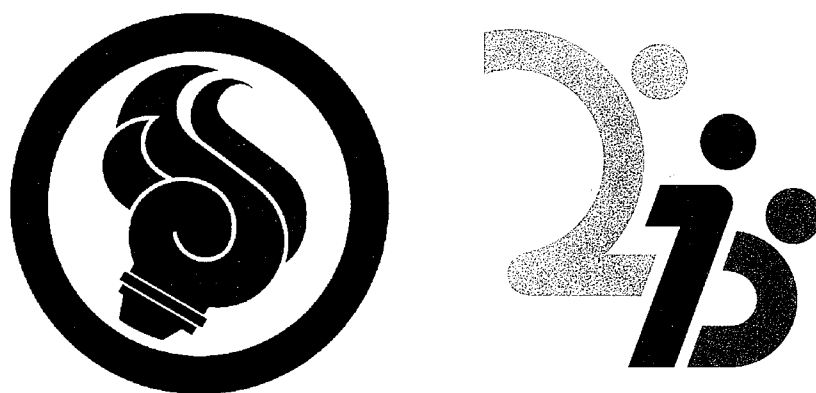


いきいき茨城ゆめ国体・
いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

第3回総会



平成30年7月24日(火)
水戸プラザホテル
2階(プラザボールルーム)

**いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
第3回総会資料 目次**

1	次 第	P 1
2	報告事項		
	・報告事項1	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会 役員及び委員の変更 P 5
	・報告事項2	第3回常任委員会, 第4回常任委員会及び第5回募金・ 企業協賛推進委員会における審議決定事項等 P 9
	・報告事項3	専決処分した事項 P 1 1
3	審議事項		
	・第1号議案	平成29年度事業報告(案) P 1 5
	・第2号議案	平成29年度収支決算(案) P 2 1
	・第3号議案	平成30年度事業計画(案) P 2 4
	・第4号議案	平成30年度収支予算(案) P 2 7
4	参考資料		
	・第3回常任委員会, 第4回常任委員会及び第5回募金・企業協賛推進 委員会における審議決定事項等(報告事項2関係)	P 3 1
	・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則	P 1 3 6
	・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会役員名簿	P 1 4 1
	・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会委員名簿	P 1 4 2

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
第3回総会

次 第

日時 平成30年7月24日(火) 13:50～14:20

場所 水戸プラザホテル プラザボールルーム

1 開 会

- ・あいさつ

2 報告事項

- ・報告事項1 いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会役員及び委員の変更
- ・報告事項2 第3回常任委員会、第4回常任委員会及び第5回募金・企業協賛推進委員会における審議決定事項等
- ・報告事項3 専決処分した事項

3 審議事項

- ・第1号議案 平成29年度事業報告(案)
- ・第2号議案 平成29年度収支決算(案)
- ・第3号議案 平成30年度事業計画(案)
- ・第4号議案 平成30年度収支予算(案)

4 閉 会

報 告 事 項

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 実行委員会役員及び委員の変更

平成29年7月12日から平成30年7月24日までの間における役員及び委員の変更については、下記のとおりである。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会委員会会則第8条第3項の規定により報告する。

○ 副会長

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県議会議長	菊池 敏行	藤島 正孝	平成29年12月21日
茨城県議会議長	山岡 恒夫	菊池 敏行	平成30年 2月27日
茨城県副知事	小野寺 俊	山口やちゑ	平成29年11月 1日
茨城県副知事	宇野 善昌		平成30年 7月 1日
茨城県教育委員会教育長	柴原 宏一	小野寺 俊	平成29年11月 1日
茨城県市長会長	中川 清	豊田 稔	平成29年10月24日
茨城県町村会長	染谷 森雄	小谷 隆亮	平成29年11月17日
公益財団法人茨城県体育協会会長	大井川和彦	角田 芳夫	平成30年 6月 6日

○ 常任委員

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県議会副議長	常井 洋治	森田 悦男	平成29年12月21日
茨城県議会総務企画委員会委員長	石井 邦一	鈴木 亮寛	平成29年12月21日
茨城県議会防災環境産業委員会委員長	中村 修	鈴木 定幸	平成29年12月21日
茨城県議会保健福祉医療委員会委員長	田口 伸一	石塚仁太郎	平成29年12月21日
茨城県議会営業戦略農林水産委員会委員長	星田 弘司	島田 幸三	平成29年12月21日
茨城県議会土木企業委員会委員長	下路健次郎	先崎 光	平成29年12月21日
茨城県議会文教警察委員会委員長	加藤 明良	志賀 秀之	平成29年12月21日
茨城県知事公室長	石毛 光子	田村 照悟	平成29年 9月26日
茨城県総務部長	村上 仰志	中根 一明	平成30年 4月 1日
茨城県県民生活環境部長	齋藤 章	近藤 慶一	平成30年 4月 1日
茨城県防災・危機管理部長	服部 隆全		平成30年 4月 1日
茨城県保健福祉部長	木庭 愛	松岡 輝昌	平成29年 8月 1日

○ 常任委員

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県福祉担当部長	関 清一		平成30年 4月 1日
茨城県営業戦略部長	堀江 英夫		平成30年 4月 1日
茨城県産業戦略部長	小泉 元伸	鈴木 克典	平成30年 4月 1日
茨城県土木部長	伊藤 敦史	富永 幸一	平成30年 4月 1日
茨城県企業局長	澤田 勝	中島 敏之	平成30年 4月 1日
茨城県警察本部長	種部 滋康	世取山 茂	平成29年12月26日
茨城県教育委員会委員（教育長職務代理者）	内藤 學	柳生 修	平成29年10月15日
茨城県市議会議長会会長	田口 米蔵	村田 進洋	平成30年 6月 4日
茨城県町村議会議長会会長	今村 和章	沼崎 光芳	平成30年 5月21日
茨城県市町村教育委員会連合会会長	中村 和幸	東小川昌夫	平成30年 5月28日
茨城県障害者スポーツ・文化協会会長	大井川和彦	橋本 昌	平成29年 9月26日
茨城県中学校体育連盟会長	雨海 祐彦	山崎 利一	平成30年 5月18日
茨城県学校長会会長	伴 敦夫	小島 睦	平成30年 5月10日
茨城県高等学校長協会協会会長	横田 和巳	稲見 隆	平成30年 4月25日
一般社団法人茨城県経営者協会会長	加子 茂	鬼澤 邦夫	平成30年 6月18日
公益社団法人日本青年会議所 関東地区茨城ブロック協議会会長	平塚 一芳	佐藤平八郎	平成30年 1月 1日
茨城県観光物産協会会長	大井川和彦	橋本 昌	平成29年11月 1日
茨城県女性団体連盟会長	服部 恵子	森 淑子	平成30年 5月26日

○ 監事

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県会計管理者	角田 英樹	森田百合子	平成30年 4月 1日

○ 委員

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
下妻市長	菊池 博	稲葉 本治	平成30年 4月14日
高萩市長	大部 勝規	小田木真代	平成30年 3月 2日
北茨城市長	豊田 稔		平成29年10月24日
神栖市長	石田 進	保立 一男	平成29年12月 6日
鉾田市長	岸田 一夫	鬼沢 保平	平成29年11月13日
つくばみらい市長	小田川 浩	片庭 正雄	平成30年 5月14日
阿見町長	千葉 繁	天田富司男	平成30年 3月20日

○ 委員

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
大洗町長	小谷 隆亮		平成29年11月17日
利根町長	佐々木喜章	遠山 務	平成29年 7月24日
茨城県女子体育連盟会長		大越 福枝	平成30年 6月20日
茨城県ボクシング連盟会長	中島 成雄	鈴木 奉勲	平成30年 4月28日
茨城県トライアスロン協会会長	伊沢 勝徳	新谷 正義	平成29年10月 6日
茨城県幼稚園・認定こども園連合会会長	春原 孝政	大高 眞澄	平成30年 6月 6日
茨城県信用金庫協会会長	塙 由博	森 光郎	平成30年 4月 6日
茨城県信用組合協会会長	渡邊 武	幡谷 祐一	平成30年 6月22日
茨城県森林組合連合会代表理事長	佐川 卓政	佐藤 信勝	平成30年 5月22日
茨城県建設業協会会長	石津 健光	岡部 英男	平成30年 5月23日
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長	雨宮 慎吾	輿石 逸樹	平成30年 6月22日
公益財団法人茨城県開発公社理事長	今瀬 肇	渡邊 一夫	平成30年 6月27日
公益社団法人茨城県食品衛生協会会長	米川 幸雄	萩谷 寛	平成30年 5月25日
日本赤十字社茨城県支部支部長	大井川和彦	橋本 昌	平成29年10月17日
公益財団法人いばらき文化振興財団理事長	後藤 四朗	安藤 博昭	平成30年 6月 4日
公益社団法人茨城県青少年育成協会会長	大窪 修二	石津 博康	平成30年 6月22日
茨城県高等学校PTA連合会会長	山野辺町子	鷺田 美加	平成30年 5月25日
茨城県PTA連絡協議会会長	山本 主税	佐藤 秀行	平成30年 5月27日

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
顧問及び参与（新任）

○ 顧問

機関・団体名および役職	新任者	就任年月日
衆議院議員	浅野 哲	平成 29 年 10 月 22 日
衆議院議員	国光あやの	平成 29 年 10 月 22 日
衆議院議員	青山 大人	平成 29 年 10 月 22 日
衆議院議員	神田 裕	平成 29 年 10 月 22 日

○ 参与

機関・団体名および役職	新任者	就任年月日
茨城県議会議員	加藤 明良	平成 29 年 12 月 21 日
茨城県議会議員	金子 晃久	平成 29 年 8 月 30 日
茨城県議会議員	石井 邦一	平成 29 年 12 月 21 日
茨城県議会議員	常井 洋治	平成 29 年 12 月 21 日
茨城県議会議員	中村 修	平成 29 年 12 月 21 日
茨城県議会議員	星田 弘司	平成 29 年 12 月 21 日
茨城県議会議員	田口 伸一	平成 29 年 12 月 21 日
茨城県議会議員	下路健次郎	平成 29 年 12 月 21 日
茨城県教育委員会委員	市原 健一	平成 29 年 12 月 22 日
自衛隊茨城地方協力本部長	山下 慎一	平成 29 年 8 月 1 日
関東運輸局茨城運輸支局長	辻 正剛	平成 30 年 4 月 1 日
水戸地方気象台長	大友 猛	平成 30 年 4 月 1 日
共同通信社水戸支局長	井口 真介	平成 30 年 7 月 1 日
日本放送協会水戸放送局長	中原 常雄	平成 30 年 6 月 8 日

**第3回常任委員会、第4回常任委員会及び
第5回募金・企業協賛推進委員会における審議決定事項等**

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第12条第7項及び第12条の2第5項の規定により報告する。

1 常任委員会関係

(1) 総務企画関係

①各種要項等の策定等

- ・大会役員編成基準
- ・特別招待者の範囲
- ・総合開・閉会式一般招待者
- ・服飾品の配色（基本色）
- ・文化プログラム実施要項
- ・総合リハーサルの実施

(2) 施設整備関係

①各種要項等の策定等

- ・サインデザインガイドライン

(3) 競技運営関係

①各種要項等の策定等

- ・実施要項総則
- ・県記録本部設置要項
- ・デモンストラーションスポーツ実施日一覧
- ・競技会役員編成基準

(4) 広報・県民運動関係

①各種計画等の策定等

- ・おもてなし及びふれあい広場基本計画
- ・公式ポスターデザイン
- ・参加章・記念章デザイン
- ・参加章・記念章取扱要領

(5) 宿泊・衛生関係

①各種要項等の策定等

- ・国体宿泊要項（案）
- ・障害者スポーツ大会宿泊要項
- ・標準献立
- ・弁当調達指針
- ・総合開・閉会式等に係る弁当調製施設の参加基準
- ・国体医療救護要項
- ・障害者スポーツ大会医療救護要項
- ・会場地市町村医療救護業務推進指針
- ・宿舍衛生対策実施要領
- ・食品衛生対策実施要領
- ・感染症対策実施要領
- ・飲料水衛生対策実施要領
- ・馬事衛生実施要領

（6）輸送・交通関係

①各種要項等の策定等

- ・国体輸送・交通要項（案）
- ・障害者スポーツ大会輸送・交通要項

（7）式典関係

①各種計画の策定等

- ・式典実施計画

（8）警備・消防関係

①各種計画等の策定等

- ・開・閉会式等自主警備業務実施計画
- ・開・閉会式等消防防災業務実施計画
- ・開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画
- ・開・閉会式会場管理運営要綱

（9）全国障害者スポーツ大会関係

①各種計画等の策定等

- ・情報保障体制整備基本方針
- ・資格審査実施要項
- ・オープン競技の開催辞退

2 募金・企業協賛推進委員会関係

- ・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会募金・企業協賛推進要綱の一部改正

専決処分した事項

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第2項の規定により報告するので、承認願いたい。

1 平成30年度暫定収支予算 (平成30年4月1日専決処分)

平成30年度に実施する事業や事務局の運営にかかる経費のうち、年度当初から総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行った。

1 収入の部 (単位：千円)

科 目	本年度予算額	暫定予算額	付 記
		(4月～7月分)	
負担金	497,065	112,961	茨城県負担金
繰越金	225,021	225,021	
寄附金等	100,000	33,330	
企業協賛金	25,000	8,330	
募金	3,000	1,000	
その他の収入	200	70	
合 計	850,286	380,712	

2 支出の部 (単位：千円)

科 目	本年度予算額	暫定予算額	付 記
		(4月～7月分)	
事業費	462,340	326,354	広報活動関連経費 競技役員養成事業費 競技用具購入費 総会・常任委員会開催事業費 式典関連経費 等
事務局費	34,723	11,628	事務局運営費 等
寄附金等	100,000	0	
企業協賛金	12,500	6,000	広報宣伝費
募金	2,600	1,000	県民運動費
予備費	238,123	0	
合 計	850,286	344,982	

審 議 事 項

平成29年度事業報告（案）

1 主要業務の推進

（1）総務企画関係

- ①開催準備総合計画（第三次）
- ②各種要項等の策定等
 - ・大会役員編成基準
 - ・特別招待者の範囲
 - ・総合開・閉会式一般招待者
 - ・服飾品の配色（基本色）
 - ・文化プログラム実施要項
 - ・総合リハーサルの実施
 - ・自衛隊協力要請基本方針

（2）施設整備関係

- ①基本設計の策定
 - ・開・閉会式会場等整備基本設計
- ②各種要項等の策定等
 - ・サインデザインガイドライン

（3）競技運営関係

- ①競技会実施日等
 - ・デモンストレーションスポーツ実施日の決定
 - ・体操競技（トランポリン種目）の会期変更
 - ・競技別リハーサル大会の認定
- ②各種要項等の策定
 - ・実施要項総則
 - ・県記録本部設置要項
 - ・競技会役員編成基準
 - ・競技別リハーサル大会運営要領
 - ・デモンストレーションスポーツ実施基準要項

（4）広報・県民運動関係

- ①公式ポスターデザインの募集要項
 - ・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会公式ポスターの決定
- ②各種計画等の策定
 - ・おもてなし及びふれあい広場基本計画
 - ・大会参加章等デザインコンペ実施要項
 - ・大会運営ボランティア募集要項

(5) 宿泊・衛生関係

①各種要項等の策定等

- ・国体宿泊要項（案）
- ・障害者スポーツ大会宿泊要項
- ・標準献立
- ・弁当調達指針
- ・総合開・閉会式等に係る弁当調製施設の参加基準
- ・国体医療救護要項
- ・障害者スポーツ大会医療救護要項
- ・国体会場地市町村医療救護業務推進指針
- ・宿泊衛生対策実施要領
- ・食品衛生対策実施要領
- ・感染症予防対策実施要領
- ・飲料水衛生対策実施要領
- ・国体馬事衛生対策実施要領

(6) 輸送・交通関係

①各種要項の策定等

- ・国体輸送・交通要項（案）
- ・障害者スポーツ大会輸送・交通要項

(7) 式典関係

①各種計画の策定等

- ・式典実施計画

(8) 警備・消防関係

①各種計画等の策定等

- ・開・閉会式等自主警備業務実施計画
- ・開・閉会式等消防防災業務実施計画
- ・開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画
- ・開・閉会式会場管理運営要綱

(9) 全国障害者スポーツ大会関係

①各種要項等の策定等

- ・競技開始式・表彰式実施要項
- ・情報保障体制整備基本方針
- ・資格審査実施要項
- ・オープン競技の開催辞退

②情報支援ボランティアの募集

- ・情報支援ボランティア募集要項

(10) 募金・企業協賛関係

①要綱の一部改正

- ・募金・企業協賛推進要綱の一部改正

2 会議等の開催

(1) 総会 (1回)

日時 (場所)	会議名	内容
平成29年7月11日 13時50分～ (水戸プラザホテル)	第2回総会	・平成28年度事業報告 ・平成28年度収支決算 ・平成29年度事業計画 ・平成29年度収支予算

(2) 常任委員会 (2回)

日時 (場所)	会議名	内容
平成29年7月11日 13時30分～ (水戸プラザホテル)	第2回 常任委員会	・総合開・閉会式会場等整備基本 計画 ほか
平成30年2月16日 14時30分～ (水戸プラザホテル)	第3回 常任委員会	・実施要項総則 ・式典実施計画 ほか

(3) 募金・企業協賛推進委員会 (1回)

日時 (場所)	会議名	内容
平成30年2月23日 10時30分～ (県庁会議室)	第5回 募金・企業協賛 推進委員会	・募金・企業協賛推進要綱の一部改正 ほか

(4) 専門委員会

①総務企画専門委員会 (2回)

日時 (場所)	会議名	内容
平成29年5月25日 (県庁会議室)	第10回 総務企画 専門委員会	・開催準備総合計画の改正 (案) ・自衛隊協力要請基本方針 (案) ほか
平成30年1月17日 (県庁会議室)	第11回 総務企画 専門委員会	・大会役員編成基準 (案) ・特別招待者の範囲 (案) ほか

②施設整備専門委員会 (1回)

日時 (場所)	会議名	内容
平成29年12月 (書面議決)	第7回 施設整備 専門委員会	・競技会場等に係るサインデザイン ガイドライン

③競技運営専門委員会 (1回)

日時 (場所)	会議名	内容
平成30年1月25日 (県庁会議室)	第7回 競技運営 専門委員会	・実施要項総則 (案) ・競技会役員編成基準 (案) ・県記録本部設置要項 (案) ・デモンストレーションスポーツ 実施日 (案) ・表彰状・額縁等 (案)

④広報・県民運動専門委員会（1回）

日時（場所）	会議名	内容
平成30年1月24日 （県庁会議室）	第9回 広報・県民運動 専門委員会	・公式ポスターの選定について ・おもてなし及びふれあい広場基本 計画（案）

⑤宿泊・衛生専門委員会（1回）

日時（場所）	会議名	内容
平成30年2月26日 （県庁会議室）	第5回 宿泊・衛生 専門委員会	・国体宿泊要項（案） ・障害者スポーツ大会宿泊要項（案） ・標準献立（案） ・弁当調達指針（案） ・総合開・閉会式等に係る弁当調製 施設の参加基準（案） ・国体医療救護要項（案） ・障害者スポーツ大会医療救護要項 （案） ・国体会場地市町村医療救護業務推 進指針（案） ・宿泊衛生対策実施要領（案） ・食品衛生対策実施要領（案） ・感染症予防対策実施要領（案） ・飲料水衛生対策実施要領（案） ・国体馬事衛生対策実施要領（案）

⑥輸送・交通専門委員会（2回）

日時（場所）	会議名	内容
平成29年7月24日 （市町村会館会議室）	第5回 輸送・交通 専門委員会	・国体輸送・交通要項（案） ・障害者スポーツ大会輸送・交通要 項（案）
平成30年1月31日 （県庁会議室）	第6回 輸送・交通 専門委員会	

⑦式典専門委員会（2回）

日時（場所）	会議名	内容
平成29年8月24日 （県庁会議室）	第6回 式典専門委員会	・式典実施計画策定（案）
平成30年1月23日 （書面議決）	第7回 式典専門委員会	・式典実施計画（案）

⑧警備・消防専門委員会（1回）

日時（場所）	会議名	内容
平成29年12月26日 （県庁会議室）	第4回 警備・消防 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・開・閉会式等自主警備業務実施計画（案） ・開・閉会式等消防防災業務実施計画（案） ・開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画（案） ・開・閉会式会場管理運営要綱（案）

⑨全国障害者スポーツ大会専門委員会（2回）

日時（場所）	会議名	内容
平成29年7月4日 （県庁会議室）	第2回 全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報支援ボランティア募集要項（案） ・競技開始式・表彰式実施要項（案）
平成29年11月21日 （県庁会議室）	第3回 全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報保障体制整備基本方針（案） ・資格審査実施要項（案） ・オープン競技の開催辞退

3 先催県等各種調査

(1) 先催県調査

愛媛県（第72回国民体育大会・第17回全国障害者スポーツ大会開催）

福井県（第73回国民体育大会・第18回全国障害者スポーツ大会開催予定）

(2) 国民体育大会（平成29年9月30日～10月10日）

第72回国民体育大会（愛顔つなぐえひめ国体）において、事務局員が開・閉会式会場及び競技会場の施設等を視察。

(3) 全国障害者スポーツ大会（平成29年10月28日～10月30日）

第17回全国障害者スポーツ大会（愛顔つなぐえひめ大会）において、事務局員が開・閉会式会場・競技会場の施設や運営方法等を視察。

(4) 県内施設調査

国体・大会開催時の競技会場となる県内の施設等について、事務局員が調査を実施。

4 国体・大会関係各種会議等への出席

(1) 国民体育大会委員会

公益財団法人日本体育協会開催の国民体育大会委員会へ開催予定県として出席。

- ①日本体育協会（東京都：平成29年 6月16日）
- ②日本体育協会（東京都：平成29年 8月25日）
- ③日本体育協会（東京都：平成29年12月15日）
- ④日本体育協会（東京都：平成30年 3月 2日）

(2) 国体開催県検討会議

国体の開催決定、内定及び内々定を受けている開催予定県による情報交換会議に出席し情報収集。

- ①三重県（平成29年7月 6日～ 7日）
- ②栃木県（平成30年1月25日～26日）

(3) 全国障害者スポーツ大会開催都道府県連絡会議の開催

大会の開催決定、内定及び内々定を受けている開催予定県による情報交換会議を開催。

- ・茨城県（平成29年7月20日～21日）

(4) 国体・大会開催地連絡協議会

当該年の開催県が国体・大会開催後に実施する報告会に出席し情報収集。

- ・愛媛県（平成29年11月27日～28日）

(5) 全国障害者スポーツ大会後催県報告会

当該年の開催県が大会開催後に実施する報告会に出席し情報収集。

- ・愛媛県（平成29年11月28日～29日）

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

平成29年度収支決算（案）

1 収入

（単位：円）

科目	当初予算額	補正後予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b) - (a)	備考
負担金	237,535,000	237,535,000	237,535,000	0	茨城県負担金
繰越金	100,265,712	100,265,712	100,265,712	0	
寄附金等	40,000,000	40,000,000	1,250,037	△ 38,749,963	企業・団体, 個人からの寄附金等
企業協賛金	0	0	94,359,692	94,359,692	
募金	0	0	2,601,244	2,601,244	
その他の収入	0	0	350,418	350,418	標章及びマスコット等使用料
計	377,800,712	377,800,712	436,362,103	58,561,391	

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

平成29年度収支決算（案）

2 支出

（単位：円）

科目	当初予算額	補正後予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (a) - (b)	備考
事業費	211,820,124	211,820,124	188,383,810	23,436,314	
実行委員会等費	5,733,519	5,733,519	2,032,816	3,700,703	
県民・広報費	50,025,344	50,025,344	41,834,070	8,191,274	
施設調整費	38,690,811	38,690,811	40,562,723	△ 1,871,912	
式典関係費	26,452,162	26,452,162	21,725,415	4,726,747	
競技関係費	54,250,288	54,250,288	50,822,657	3,427,631	
式典関係費（障スポ）	6,896,000	6,896,000	6,458,428	437,572	
会場整備費（障スポ）	8,216,000	8,216,000	8,142,024	73,976	
競技運営費（障スポ）	6,424,000	6,424,000	3,780,091	2,643,909	
宿泊輸送費（障スポ）	7,070,000	7,070,000	6,696,864	373,136	
企画広報費（障スポ）	8,062,000	8,062,000	6,328,722	1,733,278	
事務局費	25,774,008	25,774,008	14,747,572	11,026,436	
調査旅費	9,144,905	9,144,905	4,055,477	5,089,428	
事務局費	12,150,103	12,150,103	6,602,360	5,547,743	
事務局費（障スポ）	4,479,000	4,479,000	4,089,735	389,265	
寄附金等	40,000,000	40,000,000	1,250,037	38,749,963	
企業協賛金	0	0	6,959,376	△ 6,959,376	
計	277,594,132	277,594,132	211,340,795	66,253,337	

（収入合計）

436,362,103

（支出合計）

211,340,795

（差引）

= 225,021,308 円

（平成30年度へ繰越）

監 査 報 告


いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第17条の規定に基づき、平成29年度における収支決算に関する証拠書類及び関係諸帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

平成30年6月20日

監 事 茨城県会計管理者

角 田 英 樹 

監 事 茨城県市長会・町村会常務理事兼事務局長

今 関 裕 夫 

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

会 長 大井川 和彦 様

平成30年度事業計画（案）

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第11条第4項第3号の規定により、平成30年度事業計画を提案する。

第74回国民体育大会及び第19回全国障害者スポーツ大会の開催準備を推進するため、次の事業を行う。

1 開催準備の主要業務

(1) 総務企画関係

- ① 実施本部の設置
- ② 参加章・記念章、障スポメダルの製作
- ③ 自衛隊によるリハーサル大会運営への協力ならびに本大会運営への協力内容の協議
- ④ 競技別リハーサル大会運営補助
- ⑤ 総合開会式の一般観覧者入場料金の設定

(2) 施設整備関係

- ① 県及び市町村の競技施設整備の推進
- ② 開・閉会式会場等の実施設計

(3) 競技運営関係

- ① 市町村が実施する国体リハーサル大会への支援
- ② 競技用具の整備
- ③ 競技別実施要項の策定への支援
- ④ 審判員等の養成及び競技団体の開催準備に係る補助
- ⑤ 審判員等の編成作業の実施
- ⑥ デモンストラーションスポーツの開催に向けた関係団体等との協議

(4) 広報・県民運動関係

- ① 県民運動アクションプログラムに基づく県民運動の推進
- ② 機運醸成に向けたイベントの開催
- ③ 広報ボランティアによるPR活動
- ④ 広報紙の発行（年3回）
- ⑤ ダンスコンテストの開催

(5) 宿泊・衛生関係

- ① 仮配宿計画の策定
- ② 宿泊センターの設置
- ③ 標準献立の普及
- ④ 弁当調整事業者選定及び昼食弁当献立の作成
- ⑤ 救護所等の設置に向けた準備
- ⑥ 食品衛生、環境衛生、防疫に関する指導の実施
- ⑦ 馬事衛生業務実施に向けた準備

(6) 輸送・交通関係

- ① 輸送計画の策定
- ② 必要車両及び臨時駐車場等の確保
- ③ 輸送センターの設置
- ④ 交通総量抑制に向けた調整

(7) 式典関係

- ① 式典実施要項の策定
- ② 炬火トーチ・受皿の製作
- ③ 式典音楽使用曲CDの制作

(8) 警備・消防関係

- ① 開・閉会式等の自主警備・交通警備計画書の作成
- ② 開・閉会式等の防災計画書の作成

(9) 全国障害者スポーツ大会関係

- ① 本大会及びリハーサル大会の実施要綱の策定
- ② リハーサル大会の開催準備

(10) 募金・企業協賛関係

- ① 募金及び協賛の推進

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・企業協賛推進委員会
- (4) 専門委員会
 - ① 総務企画専門委員会

- ② 施設整備専門委員会
- ③ 競技運営専門委員会
- ④ 広報・県民運動専門委員会
- ⑤ 宿泊・衛生専門委員会
- ⑥ 輸送・交通専門委員会
- ⑦ 式典専門委員会
- ⑧ 警備・消防専門委員会
- ⑨ 全国障害者スポーツ大会専門委員会

(5) 市町村連絡会議

3 各種調査の実施

大会の視察や他県開催準備状況調査，県内スポーツ施設の実態調査等

4 関係機関・団体との調整

- (1) 日本スポーツ協会国民体育大会委員会
- (2) 国体開催県検討会議
- (3) 全国障害者スポーツ大会開催県連絡会議
- (4) 国体開催地連絡協議会
- (5) 全国障害者スポーツ大会に係る後催県への報告会
- (6) 競技運営担当者会議等

平成30年度収支予算（案）

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第11条第4項第4号の規定に基づき、平成30年度収支予算を提案する。

1 収入の部

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	付 記
負 担 金	497,065	茨城県負担金
繰 越 金	225,021	
寄 附 金 等	100,000	団体・企業、個人からの寄附金
企業協賛金	25,000	
募 金	3,000	募金箱、グッズ募金
その他の収入	200	標章及びマスコット等使用料
計	850,286	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	当初予算額	付記
事業費	462,340	
実行委員会等費	21,276	総会開催経費 常任委員会開催経費 等
県民・広報費	65,591	観戦ガイドブック作成 花いっぱい運動費 等
施設調整費	63,675	総合開・閉会式会場整備費 輸送・交通業務費 等
式典関係費	70,088	式典実施要項等業務委託 炬火用具整備費 等
競技関係費	117,231	役員要請事業費 競技用具費 等
式典関係費(障スポ)	13,000	開・閉会式費
会場整備費(障スポ)	23,165	会場施設整備費 会場管理費
競技運営費(障スポ)	40,664	競技用具整備費 競技運営事業費
宿泊輸送費(障スポ)	24,840	宿泊輸送対策費
企画広報費(障スポ)	22,810	ボランティア推進事業費 広報推進事業費 等
事務局費	34,723	
調査旅費	11,754	
事務局費	12,061	通信運搬費 印刷製本費 等
事務局費(障スポ)	10,908	
寄附金等	100,000	県会計へ
企業協賛金	12,500	
募金	2,600	広報宣伝費 県民運動費
予備費	238,123	
計	850,286	

参 考 资 料

第3回常任委員会，第4回常任委員会及び 第5回募金・企業協賛推進委員会における審議決定事項等

1 常任委員会関係

(1) 総務企画関係

①各種要項等の策定等

- ・大会役員編成基準 . . . P 3 3
- ・特別招待者の範囲 . . . P 3 4
- ・総合開・閉会式一般招待者 . . . P 3 5
- ・服飾品の配色（基本色） . . . P 3 6
- ・文化プログラム実施要項 . . . P 3 7
- ・総合リハーサルの実施 . . . P 3 9

(2) 施設整備関係

①各種要項等の策定等

- ・サインデザインガイドライン . . . P 4 0

(3) 競技運営関係

①各種要項等の策定等

- ・実施要項総則 . . . P 4 1
- ・県記録本部設置要項 . . . P 5 6
- ・デモンストレーションスポーツ実施日一覧 . . . P 5 7
- ・競技会役員編成基準 . . . P 5 8

(4) 広報・県民運動関係

①各種計画等の策定等

- ・おもてなし及びふれあい広場基本計画 . . . P 6 0
- ・公式ポスターデザイン . . . P 6 2

(5) 宿泊・衛生関係

①各種要項等の策定等

- ・国体宿泊要項（案） . . . P 6 3
- ・障害者スポーツ大会宿泊要項 . . . P 6 8
- ・標準献立 . . . P 7 2
- ・弁当調達指針 . . . P 7 3
- ・総合開・閉会式等に係る弁当調製施設の参加基準 . . . P 7 6
- ・国体医療救護要項 . . . P 7 8
- ・障害者スポーツ大会医療救護要項 . . . P 8 0

・会場地市町村医療救護業務推進指針	・ ・ P 8 1
・ 宿舎衛生対策実施要領	・ ・ P 8 4
・ 食品衛生対策実施要領	・ ・ P 8 7
・ 感染症予防対策実施要領	・ ・ P 9 1
・ 飲料水衛生対策実施要領	・ ・ P 9 3
・ 馬事衛生対策実施要領	・ ・ P 9 7
 (6) 輸送・交通関係	
①各種計画等の策定等	
・ 国体輸送・交通要項	・ ・ P 1 0 0
・ 障害者スポーツ大会輸送・交通要項	・ ・ P 1 0 2
 (7) 式典関係	
①各種計画の策定等	
・ 式典実施計画	・ ・ P 1 0 4
 (8) 警備・消防関係	
①各種計画等の策定	
・ 開・閉会式等自主警備業務実施計画	・ ・ P 1 0 5
・ 開・閉会式等消防防災業務実施計画	・ ・ P 1 1 2
・ 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画	・ ・ P 1 2 0
・ 開・閉会式会場管理運営要綱	・ ・ P 1 2 7
 (9) 全国障害者スポーツ大会関係	
①各種計画等の策定	
・ 情報保障体制整備基本方針	・ ・ P 1 3 1
・ 資格審査実施要項	・ ・ P 1 3 3
・ オープン競技の開催辞退	・ ・ P 1 3 4
 2 募金・企業協賛推進委員会関係	
・ いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会募金・企業協賛推進要綱の一部改正	・ ・ P 1 3 5

第74回国民体育大会 大会役員編成基準

団体名 役職名	公益財団法人 日本体育協会	文部科学省	茨城県	公益社団法人 茨城県体育協会	実施競技団体	参加都道府県	公益財団法人 日本アテト・ビッパ機構
名誉会長		大臣					
会長	会長						
副会長	副会長 専務理事	スポーツ庁長官	知事	会長			
顧問	名誉会長 最高顧問 顧問 理事 監事 評議員	副大臣 大臣政務官 事務次官 文部科学審議官 官房長 スポーツ庁次長	県選出衆・参両院議員 県議会議員 教育長 公安委員長 市長会会長 町村会会長 市議会議員 町村議会議員 スポーツ推進審議会		会長	体育協会会長	
参与		スポーツ庁審議官 スポーツ庁総括官 スポーツ庁政策課長 スポーツ庁健康スポーツ課長 スポーツ庁参事官(地域振興担当)	県議会議員 教育委員 副知事 公営企業管理者 病院事業管理者 警察本部長 部局長 会計管理者 実行委員会 常任委員	副会長			
委員長	国体委員長						
副委員長	事務局長	スポーツ庁競技スポーツ課長	実行委員会 事務局局長(国体・障害者スポーツ大会局長)				
総務委員	国体委員会委員 事務局次長 スポーツ推進部長 国体課長		事務局次長(国体・障害者スポーツ大会局長) 保健体育課長	専務理事			
委員	国体競技運営部会委員 事務局担当者	スポーツ庁担当官	実行委員会 事務局課長	常務理事		スポーツ主管課長 体育協会理事長 又は専務理事	事務局長

第74回国民体育大会 特別招待者の範囲

大分類	中分類	小分類
県外	1 都道府県	知事 議会議長 教育委員長 教育長
	2 日本オリンピック委員会	顧問 会長 副会長 理事 監事
	3 次期開催県等	開催決定県実行委員会事務局長 開催決定県国体局長 開催内定県実行委員会事務局長 開催内定県国体局長 前回開催県実行委員会事務局長 前回開催県国体局長
	4 特別協力者	国体特別協力者
県内	1 報道機関	報道関係者
	2 県関係	各種行政委員会委員 県スポーツ推進審議会委員
	3 市町村関係	各市町村長 各市町村議会議長 各市町村教育委員会委員長 各市町村教育長 開・閉会式会場市議会議員 開・閉会式会場市教育委員 各会場市町村実行委員会事務局長
	4 学校関係	県保育協議会会長 県民間保育協議会会長 県国公立幼稚園・子ども園長会・同幼稚園教育研究会会長 県幼稚園・認定こども園連合会会長 県私立幼稚園・認定こども園連合会会長 県学校長会会長 県高等学校長会協会会長 県特別支援学校長会会長 県専修学校各種学校連合会会長 県私学協会会長 各大学・短期大学長 県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 県PTA連絡協議会会長 県高等学校PTA連合会会長 県特別支援学校PTA連絡協議会会長 県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会会長 県私立中学高等学校保護者会連合会会長 式典協力学校長 県高等学校文化連盟会長
	5 体育団体関係	県中学校体育連盟会長 県高等学校体育連盟会長 県特別支援学校体育連盟会長 県女子体育連盟会長 県スポーツ推進委員協議会会長 各市町村体育協会等会長 各実施競技団体会長（理事長）
	6 県政功労者	県政に功績があった者
	7 県実行委員会	実行委員会委員 各専門委員会等委員長及び委員 各部会部会長及び委員
	8 特別協力者	国体特別協力者

※ 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置された都道府県、市町村にあっては、「教育委員長」の適用はないものとする。

第74回国民体育大会 総合開・閉会式 一般招待者 について

区分		内 訳		
県外	国関係	日体協	国体パートナー・サプライヤー、日体協職員、その他加盟団体・国体功労者	
		スポーツ庁	スポーツ庁職員 ※大会役員、特別招待者除く	
	都道府県	後催県（開催決定県）	決定県（鹿児島県、三重県、栃木県） ※特別招待者、正規視察員除く	
		後催県（開催内定県）	内定県（佐賀県、滋賀県） ※特別招待者、正規視察員除く	
		冬季開催都道府県	冬季国体開催都道府県（北海道） ※実行委員会事務局長ほか	
		都道府県体育協会	46都道府県体育協会 ※大会役員、正規視察員除く	
	その他	県人会	県人会（東京「茨城県人会連合会」・大阪「関西茨城県人会」・北海道「北海道茨城県人会」） ※閉会式	
		海外県人会	海外県人会（ブラジル・アメリカン・ベレー・ニューヨーク・南カリフォルニア・シリコンバレー・上海・香港・韓国） ※閉会式のみ	
		東京オリンピック・パラリンピック関係	茨城県内事前キャンプ国関係者 ※閉会式	
	県内	市町村	開・閉会式会場	ひたちなか市 ※特別招待者除く
その他市町村			43市町村 ※特別招待者除く	
体育団体関係		県体育協会	県体協職員	
		市町村体育協会	44市町村体育協会職員	
		実施競技団体	実施競技団体46団体（冬季含む）【正式37・特別1・公開5・冬季3】、デモ種31競技	
		競技力向上関係	県競技力向上対策本部委員会、同普及強化委員会	
その他		震災被災者	東日本大震災被災者 ※仮設住宅等	
		閉会式会場周辺住民	笠松運動公園周辺自治会（3市村）	
		高額募金者	高額募金企業・団体等	
		式典出演関係	式典関係（炬火製作者・協力者、炬火走者関係（総合開会式のみ））	※出演団体代表者は特別招待者
			ダンスコンテスト入賞者、絵画コンクール入賞者	
			選手家族	
		国体協力者	大会協力企業	※一般観覧者の応募状況により閉会式のみ招待
自衛隊（7団体：茨城地方協力本部、航空〈百里基地〉、陸上〈第1師団、勝田駐屯地、土浦駐屯地、霞ヶ浦駐屯地、古河駐屯地〉）				
国体開催準備従事者（県OB、元国体局職員）				

服飾品（ベスト・帽子）の配色（基本色）について

<服飾品の配色（基本色）について>

茨城県の配色（基本色）については、先催県と同様の配色とする。

<先催県の配色を引継ぐ理由>

国体及び障害者スポーツ大会の服飾品（ベスト・帽子）及び識別支給品（識別シール）については、変更に伴う無用な混乱を避け、色による識別効果を保ち、大会を適切かつ円滑に運営することを最優先することが重要である。

★想定される事例

- 困ったときは実施本部員に → 水色のベストの人
- 体調の悪い人 → 赤いベストの人
- 選手団サポートボランティア → ピンクのベストの人

色により、係を識別している方にとって、基本色を変更すると、無用の混乱を招くおそれがある。

<先催県の配色>

東京都以降の国体・大会は、以上の理由から、全て同じ配色となっている。
先催県の配色については、別紙のとおり。

<市町村・県警への基本色の提示について>

市町村で服飾・識別支給品を制作する際、できるだけ提示した基本色を採用するよう通知する。
また、県警にも基本色の決定を通知する。

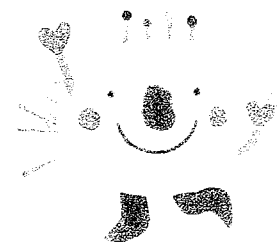
基本色の提示後に、市町村に対して、服飾品の共同購入希望調査を行う。

<服飾品の県・市町村共同購入について>

県と希望する市町村で、服飾品（帽子・ベスト）の共同購入を行う。

※国体分のみ（障害者スポーツ大会の服飾品は、市町村分も県が調達する。）

また、可能であれば県警とも共同購入を行う。



いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 文化プログラム実施要項

1 目的

「県民総参加」の旗印のもと、スポーツと併せて、多くの県民が文化・芸術活動を通じて両大会に参加することにより開催機運を盛り上げるとともに、県民一人ひとりが地域の魅力を再認識し、また、来県者とのふれあいを大切にしておもてなしをすることにより「魅力あるいばらき」を全国に発信する機会となるよう、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム（以下「文化プログラム」という。）」の実施にかかる必要な事項を定める。

2 事業の要件

文化プログラムは、次に掲げる要件を満たし、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が認めたものとする。

- (1) 事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア 茨城県の文化・芸術を紹介する事業
 - イ スポーツに関連する文化・芸術事業
 - ウ その他、文化プログラム事業の目的に沿うと認められる事業
- (2) 一般に公開されるものであること。
- (3) 原則として、茨城県内で開催されるものであること。
- (4) 2019年1月1日から12月31日までの期間内に行われるものであること。

3 事業実施者

文化プログラムを実施できるもの（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会、文部科学省、茨城県（県実行委員会を含む。）及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 茨城県内の市町村
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

4 申込みの手続き等

- (1) 申込み事業実施者は、文化プログラムを実施しようとするときは、事業の実施時期に応じて2018年9月10日（月）までに「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム申込書」（様式第1号）を県実行委員会に提出するものとする。

(2) 審査等

県実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本体育協会国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）に、文化プログラムとして申請する。

(3) 承認及び通知

県実行委員会は、国体委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラム事業として、事業実施者に通知する。

(4) 事業の変更

事業実施者は、承認された文化プログラムの一部を変更しようとするときは、あらかじめ「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム変更報告書」(様式第2号)を県実行委員会に提出するものとする。なお、県実行委員会は変更報告書を承認したときは、その旨事業実施者に通知する。

(5) 実績報告

事業実施者は、文化プログラムを実施したときは、遅滞なく「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム実績報告書」(様式第3号)を県実行委員会に提出するものとする。

5 名称等の表示

(1) 開催時

事業実施者は、文化プログラムを実施するときは、名称(「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会文化プログラム」)及び県実行委員会が別途提供するロゴマークのいずれか一方又は両方を表示するものとする。

(2) 広報宣伝時

事業実施者は、文化プログラムの広報宣伝を行うときは、前号の名称又はロゴマークを広報印刷物、ウェブサイト、看板等に表示することができる。

6 その他

文化プログラムの実施に必要な経費は、事業実施者の負担とする。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
総合リハーサルの実施について

1 目的

両大会開閉会式のスケジュールどおりに、総合リハーサル時間を設定して実施し、本番の円滑な運営に万全を期す。

2 会場

笠松運動公園ほか

3 参加者

約6～7千人

式典出演者、実施本部員、ボランティアの一部、業務員（委託業者）の一部等（大会役員、招待者、一般観覧者を除く）

4 内容

(1) 式典

タイムテーブルどおりに演技出演者や選手団入退場の練習を行い、併せて実施本部員は各班の業務を確認する。

(2) 実施本部

- ・無線機により各班の業務状況を確認する。
- ・特別接伴班は式典スケジュールと合わせ、皇室や特別接伴対象者を出迎え・案内誘導・見送りまで一連の動線を確認する。
- ・各班は現地研修等を行う。※国体と障スポの業務が同じ班は1日のみでも可。
- ・その他

5 日程

2019年9月21日（土）	国体総合リハーサル	
2019年9月22日（日）	大会総合リハーサル	
2019年9月23日（月・祝）	—	※予備日なし

※ 両大会開会式のそれぞれ1週間前（土曜日）の実施が望ましいが、国体総合閉会式（10/8）から障スポ開会式（10/12）まで、期間が中3日間しかなく、障スポ総合リハーサルは国体会期前に実施する。

※ 予備日を設定した場合、1日分の計画バスや弁当等の手配が無駄になるため、先催県同様、予備日は設定しない。雨天決行。荒天中止とする。

※ 本番では雨天でも実施するため、雨天決行。（雨天の場合のリハーサル）



サインデザイン ガイドラインについて

1 目的

本ガイドラインは、第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会競技会場等におけるサインデザインの基本的考え方を定め、全国から訪れる様々な来場者等に対して、「わかりやすく、統一感のあるサイン」を設置していくことを目的とする。

2 対象となる競技会場等

(1) 第74回国民体育大会

- ①総合開・閉会式会場
- ②正式・特別競技会場
- ③公開競技会場
- ④デモンストレーションスポーツ競技会場

(2) 第19回全国障害者スポーツ大会

- ①開・閉会式会場
- ②正式競技会場
- ③オープン競技会場

3 基本的考え方

本ガイドラインは、全県を挙げて競技が開催されているという統一感を醸成し、また多数の来場者等に対し、トイレ・観覧席など、各会場施設に共通する基本的な情報をわかりやすく伝えるため、先催県で行われた大会の案内サイン等を参考に、最低限、統一することが望ましい事項について定める。

4 本ガイドラインで定める項目

- (1) デザインのテンプレート（デザインエレメント）
- (2) ロゴマーク
- (3) 文字（フォント・大きさ・色・縦横比・ルビ）
- (4) ピクトグラム

5 その他考慮する項目

- (1) 看板の大きさについては特に定めないが、添付例と可能な限り同一の規格とすることが望ましい。
- (2) 文字の大きさについては、可能な限り添付例と同一の規格とすることが望ましいが、想定する視認距離から十分に視認できる大きさを確保するため、文字数が多い場合は二段書きにすることも考慮することが望ましい。

平成30年2月16日

第3回常任委員会決定

第74回国民体育大会 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

茨城県で開催する第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」は、「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」のローガンのもと、「いばらきの魅力を発信する国体」、「茨城の特色を生かし、創意工夫を凝らした国体」、「人情味あふれるおもてなしで創る国体」、「更なるスポーツの推進を図る国体」という4つの大きな柱を掲げ、水と緑に恵まれた豊かな自然、歴史や文化など、本県の魅力を広く県内外に伝えるとともに、スポーツを通して夢と感動を与える日本最大のスポーツの祭典となるよう「いばらきの魅力を発信 みんなで創るスポーツの祭典」を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正式競技	特別競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	高等学校野球

2 会期及び会場地

会期	会場地	会場地数
2019年9月28日(土) ～10月8日(火) 〔11日間〕	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、守谷市、常総市、坂東市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市、神栖市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町	26市5町1村
※水泳・体操・バレーボール (ビーチバレーボール)競技会 下記日程内で実施 2019年9月7日(土) ～16日(月)〔10日間〕	日立市、土浦市、ひたちなか市、潮来市、稲敷市、大洗町	5市1町

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE) の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(7) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ロ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ロ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第72回又は第73回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第72回又は第73回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(7) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(7) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(7) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(7) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2019年4月30日以前から本大会終了時（2019年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(7) 成年種別に参加する者は、2001年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2001年4月2日から2004年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2019年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2004年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」

を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

- ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者
- (2) 2019年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(7) 2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(4) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(7) 2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(4) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(7) 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務

していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(4) 災害が発生しなかったと仮定した場合、2019年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第72回及び第73回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(7) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(4) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2019年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第74回大会に参加した者が、第75回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度～2012年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に

1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
①2019年8月21日（水）	水泳，バレーボール（ビーチバレーボール），体操，レスリング，セーリング，自転車，相撲，カヌー，ボウリング，ゴルフ，トライアスロン
②2019年9月4日（水）	陸上競技，サッカー，テニス，ボート，ホッケー，ボクシング，バレーボール（6人制），バスケットボール，ウエイトリフティング，ハンドボール，ソフトテニス，卓球，軟式野球，馬術，フェンシング，柔道，ソフトボール，バドミントン，弓道，ライフル射撃，剣道，ラグビーフットボール，スポーツクライミング，アーチェリー，空手道，なぎなた，クレール射撃，高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局

ウ いきいき茨城ゆめ国体各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者（本部役員，監督，成年の種別に参加する選手等）	4,000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

2019年9月4日(水)

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手500名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計20名以内とする。

イ 参加選手300名以上500名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計15名以内とする。

ウ 参加選手300名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計10名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 都道府県選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2020年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、鹿児島県100名以内、三重県及び栃木県60名以内、佐賀県及び滋賀県40名以内とする。

(7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、2019年9月4日(水)までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

(2) 大会参加記念章

公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者

※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

(3) 視察員章

視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会、いきいき茨城ゆめ国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(7) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(7) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、茨城県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

18 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

2018年2月27日現在

文化プログラム	会場地	会場地数
調整中	調整中	調整中

19 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

公開競技	会場地
綱引	古河市
ゲートボール	行方市
武術太極拳	取手市
パワーリフティング	つくば市
グラウンド・ゴルフ	神栖市

20 デモンストレーションスポーツ

デモンストレーションスポーツは、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく実施要項による。

デモンストレーションスポーツ	会場地
合気道	笠間市
アームレスリング	つくばみらい市
いきいきトランポリン	稲敷市
Eボート	下妻市
ウオーキング	利根町、五霞町
エアロビック	取手市
オリエンテーリング	石岡市
3B体操	那珂市
少年少女サッカー	小美玉市
少年軟式野球	境町
少林寺拳法	古河市
スポーツ鬼ごっこ	つくば市
スポーツ吹矢	石岡市
ソフトバレーボール	河内町
ターゲット・バードゴルフ	つくばみらい市
ダンススポーツ	取手市
ダンス&パフォーマンス	つくば市

ディスクゴルフ	美浦村
トレイルラン	石岡市
ドッジボール	水戸市
ハンググライダー・パラグライダー	石岡市
バウンドテニス	つくばみらい市
パークゴルフ	結城市
パンボン	日立市
ビーチハンドボール	行方市
ビーチボールバレー	八千代町
ふれあいグラウンド・ゴルフ	かすみがうら市
ペタンク	かすみがうら市
ユニカール	城里町
リレーカーニバル	石岡市
レク・クロッキー	大洗町

※会場地数は 15 市，7 町，1 村

21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が，定められた締切日までに行われない場合，又は，参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は，本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については，国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第74回国民体育大会 県記録本部設置要項

第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）における競技記録、競技運営に関する情報（以下「競技記録等」という。）の収集及び速報並びに都道府県総合成績の算出業務を円滑に推進するため、国民体育大会開催基準要項第37項及び第74回国民体育大会記録業務基本計画第2項(3)に基づき、いきいき茨城ゆめ国体県記録本部（以下「県記録本部」という。）を設置する。

1 設置場所

茨城県庁 11階 共用会議室
〒310-8555 水戸市笠原町978番6

2 設置期間

(1) 会期前実施競技

2019年9月6日(金)から9月16日(月)まで

(2) 本大会

2019年9月27日(金)から10月8日(火)まで

3 組織

- (1) 県記録本部に、本部長及び副本部長を置く。
- (2) 県記録本部に、競技情報係、記録係及び総合成績係を置く。

4 職務

- (1) 本部長は、県記録本部の業務を統括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 競技情報係は、競技記録等に関する問い合わせへの対応を行う。
- (4) 記録係は、競技記録等の集約を行うとともに、プレスセンターへの情報提供を行う。
- (5) 総合成績係は、都道府県総合成績の算出等を行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第74回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施日一覧

【31競技23市町村】

№.	競技名	会場地	競技会場	実施日	予備日 (雨天時対応等)	備考
1	アームレスリング	つくばみらい市	きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館	5月19日(日)		
2	Eボート	下妻市	鬼怒川大形橋上流左岸	5月19日(日)	5月26日(日) (小雨決行)	
3	ペタンク	かすみがうら市	わかぐり運動公園多目的グラウンド	5月25日(土)	5月26日(日) (雨天延期)	
4	ドッジボール	水戸市	東町運動公園新体育館	6月23日(日)		
5	いきいきトランポリン	稲敷市	江戸崎総合運動公園体育館	6月30日(日)		
6	3B体操	那珂市	那珂総合公園アリーナ	6月30日(日)		
7	リレーカーニバル	石岡市	石岡運動公園	7月7日(日)	(雨天決行)	
8	合気道	笠間市	合気道特設会場	8月25日(日)	(雨天決行)	※会場変更
9	ビーチハンドボール	行方市	水郷筑波国定公園天王崎公園砂浜特設コート	8月25日(日)	(雨天決行)	
10	パンポン	日立市	日立市池の川さくらアリーナ	8月31日(土)		
11	ふれあい グラウンド・ゴルフ	かすみがうら市	あじさい館コミュニティ広場	8月31日(土)	(雨天決行)	※1会場減
12	少年軟式野球	境町	境町さしま環境センター野球場	9月1日(日)	9月7日(土)	※名称変更
13	パークゴルフ	結城市	緋の里結城パークゴルフ場	9月1日(日)	9月8日(日) (雨天決行/荒天延期)	
14	ユニカール	城里町	城里町常北公民館体育室	9月1日(日)		
15	ウォーキング	利根町	とねヘルスロードコース	9月7日(土)	(雨天決行)	会期前開催中 【9/7(土)~9/16(月)】
16	ハンググライダー・ パラグライダー	石岡市	ハンググライダー・パラグライダースクールnasa エアパーク000パラグライダースクール	9月7日(土)	9月8日(日)	
17	少林寺拳法	古河市	古河市中心運動公園総合体育館	9月8日(日)		
18	ソフトバレーボール	河内町	河内町農業者トレーニングセンター	9月8日(日)		
19	スポーツ吹矢	石岡市	石岡運動公園体育館	9月13日(金)		
20	少年少女サッカー	小美玉市	玉里運動公園、希望ヶ丘公園	9月15日(日)	9月16日(月) (小雨決行)	
21	ターゲット・バードゴルフ	つくばみらい市	つくばみらい市総合運動公園多目的広場	9月15日(日)	(雨天決行)	
22	トレイルラン	石岡市	朝日里山学校周辺山岳コース	9月15日(日)	(雨天決行)	
23	ビーチボールバレー	八千代町	八千代町総合体育館	9月15日(日)		↓
24	ウォーキング	五霞町	歴史探訪コース	9月21日(土)	(雨天決行)	※名称変更
25	レク・クロッカー	大洗町	大洗町総合運動公園陸上競技場	9月21日(土)	9月22日(日) (小雨決行)	
26	ダンススポーツ	取手市	取手グリーンスポーツセンター第1体育室	9月22日(日)		
27	エアロビック	取手市	取手グリーンスポーツセンター第1体育室	9月23日(月・祝)		
28	ダンス&パフォーマンス	つくば市	ノバホール	9月23日(月・祝)		
29	オリエンテーリング	石岡市	八郷総合運動公園	9月29日(日)	(雨天決行) (荒天中止)	国体本会期中 【9/28(土)~10/8(火)】
30	ディスクゴルフ	美浦村	美浦村光と風の丘公園	9月29日(日)	(雨天決行)	※名称変更
31	パウンドテニス	つくばみらい市	つくばみらい市総合運動公園体育館	10月5日(土)		
32	スポーツ鬼ごっこ	つくば市	つくばカピオ	10月6日(日)		※名称変更 ↓

第74回国民体育大会 競技会役員編成基準

第74回国民体育大会 競技会役員編成基準

(1) 正式競技・特別競技

団体名 役職名	会場地 市町村	全国を統轄す る競技団体	茨城県 競技団体	会場地市町村 体育協会	会場地市町村 競技団体	各 都道府県 競技団体	(公財)日本 アンチ・ドー ピング機構
名誉会長	市町村長						
会長		会長					
副会長	実行委員会 事務局 会長	副会長	会長	会長			
顧問	議会議長 教育長※	顧問				会長	
参与	議会議員 教育委員 市町村長 関係部 計管理 者 実行委員 会 常任委員	役員の中 で必要 と認め た者	副会長 顧問 参与	副会長 顧問	顧問 参与		
委員長		理事長又は これに準ず る者					
副委員長	実行委員会 事務局 次 長		理事長又は これに準ず る者		会長		
委員	実行委員会 事務局各 部長 ・各副 部長	理事	理事	常務理事 又は これに準 ずる 者	副会長		事務局 担当者

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

(2) デモンストレーションスポーツ

団体名 役職名	会場地市町村	茨城県競技団体	会場地市町村 体育協会	会場地市町村 競技団体
名誉会長	市 町 村 長			
会 長		会 長		
副 会 長	実行委員会事務局長	副 会 長	会 長	
顧 問	議 会 議 長 ※ 教 育 長	顧 問		
参 与	議 会 議 員 教 育 市 町 村 長 副 市 係 部 長 関 計 管 理 者 会 常 任 委 員 会 常 任 委 員	役 員 の 中 で 特 に 必 要 と 認 め た 者	副 顧 問 会 長 問	会 顧 参 長 問 与
委 員 長		理 事 長 又 は こ れ に 準 ず る 者		
副 委 員 長	実行委員会事務局次長	副 理 事 長 又 は こ れ に 準 ず る 者		副 会 長
委 員	実行委員会事務局 各 部 長 ・ 各 副 部 長	理 事	常 務 理 事 又 は こ れ に 準 ず る 者	

※教育委員長と教育長が併存する場合は、教育委員長を顧問、教育長を参与とする。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
おもてなし及びふれあい広場基本計画

1 設置目的

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会において、全国から来県される選手団や役員、招待者、観覧者等をおもてなしの心で歓迎し、本県県民とのふれあいの場とする。また、障害者に対する理解を深めるとともに、会場地市町村の魅力、郷土茨城を全国に発信する場となるよう、両大会の開・閉会式会場やいきいき茨城ゆめ大会の各競技会場に設置する。

2 設置主体

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

3 設置期間

いきいき茨城ゆめ国体：2019年9月28日(土)、10月4日(金)～10月8日(火)

いきいき茨城ゆめ大会：2019年10月12日(土)～10月14日(月)

4 愛 称

ラッキー広場

※国体・障害者スポーツ大会のマスコットキャラクターである「いばラッキー」に関連して「ラッキー広場」を広場の名称とし、認知度向上を図りながら、親しみやすい広場として運営を行う。

5 設置場所

7市12会場

区分	式典・競技名(障害区分)	会 場	所在地
国体	開・閉会式、陸上競技	笠松運動公園	ひたちなか市
障害者 スポーツ 大会	開・閉会式、陸上競技(身・知) 水泳(身・知)	笠松運動公園	
	アーチェリー(身)	荖崎運動公園多目的広場	つくば市
	卓球(身・知・精) 【サントテーブルテニス(身)を含む】	日立市池の川さくらアリーナ	日立市
	フライングディスク(身・知)	ケーズデンキスタジアム水戸	水戸市
	ボウリング(知)	フジ取手ボウル	取手市
	バスケットボール(知)	東町運動公園新体育館	水戸市
	車椅子バスケットボール(身)	つくばカピオ	つくば市
	ソフトボール(知)	山吹運動公園	常陸太田市
	フットベースボール(知)	里美運動公園多目的スポーツ広場	常陸太田市
	バレーボール(身)	ひたちなか市総合運動公園	ひたちなか市
	サッカー(知)	ひたちなか市総合運動公園	ひたちなか市
	バレーボール(知)	かなくぼ総合体育館	結城市
バレーボール(精)	松戸体育館	ひたちなか市	

6 (1) 笠松運動公園の区分 (予定)

主なエリア	内 容
関係機関・協賛企業等出展	日本スポーツ協会、日障協、協賛企業、特別協賛企業の出展、県・市町村のPRブース等
出店企業・団体	民間企業・団体等がスポーツ用品や土産等を販売、最先端企業技術の展示
特産品販売	郷土料理などの飲食物や物産等を販売
融合・交流	授産施設等の製品を展示・販売、障害者スポーツ体験コーナーを実施、特別支援学校生徒による発表・展示等
大型休憩所	休憩スペース、企画展示、ふるまい等を実施
ステージ企画	両大会参加選手による企画、郷土芸能、県民参加企画、県関係著名人による企画等、日本スポーツ協会主催企画

(2) 笠松運動公園以外の競技会場

内 容
・郷土料理などの飲食物や物産等を販売、ふるまい等を実施

7 来場予定者数 ※ () は先催4県の平均値

(1) いきいき茨城ゆめ国体 (開・閉会式の参加見込み数) (単位:人)

	開会式	閉会式	合計
広場入場者想定数	28,000 (25,776)	15,000 (13,863)	43,000 (39,639)

(2) いきいき茨城ゆめ大会 (メイン会場3日間)

	1日目 (開会式)	2日目 (競技)	3日目 (閉会式)	合計
広場入場者想定数	20,000 (19,852)	10,000 (9,288)	17,000 (16,581)	47,000 (45,721)

8 その他

ラッキー広場の運営については、バリアフリーなど人に優しく環境に最大限配慮した運営方法を検討する。

9 今後の日程

時 期	内 容
2018年1月	ラッキー広場基本計画 (案) 審議, 決定
4月～	広場レイアウト, 売店等設置運営要項, 出店料, ステージイベント等を検討
9月～	出展店意向調査 (関係機関、協賛企業等)
2019年2月	売店等設置運営要項 (案) 審議, 決定 ラッキー広場実施計画 (案) 審議, 決定
4月	出店意向調査 (県内関係機関等)
7月	出店意向とりまとめ
8月	出店者説明会
9月～	広場設置, 運営

平成30年2月16日
第3回常任委員会報告

公式ポスターデザインについて

【 デザイン 】

第74回国民体育大会
(いきいき茨城ゆめ国体)

第19回全国障害者スポーツ大会
(いきいき茨城ゆめ大会)



【 趣旨 】

メインのビジュアルには、「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」のローガンのように、まるで空中を羽ばたいているかのようなバレーボール選手、あるいは、大地を翔ぶように走る陸上選手のシルエットを、躍動感のある色彩でデザインしています。また、背景には、茨城県を代表する観光地の写真を配置して、本県の魅力を全国にアピールしています。

【 選定経過 】

一般公募(平成29年7月~10月)で県内外から応募のあった36作品の中から、広報・県民運動専門委員会(デザイン部会)における審議により最優秀賞に選定されたデザイン案を採用しました。

第74回国民体育大会 宿泊要項（案）

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は、第74回国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等、宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。

- (5) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000 円 ~ 15,000 円 ^{※1}	2,100 円 ~ 10,500 円 ^{※2}	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
	税込(8%)	3,240 円 ~ 16,200 円	2,268 円 ~ 11,340 円	
	税込(10%)	3,300 円 ~ 16,500 円	2,310 円 ~ 11,550 円	

※1 「1 泊 2 食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1 泊 2 食」料金(税抜)の 70%相当 (100 円未満は切り上げ) 額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額 (100 円未満切り上げ) とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額 (100 円未満切り上げ) とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2,400 円 ~ 12,000 円	2,700 円 ~ 13,500 円
	税込(8%)	2,600 円 ~ 13,000 円	3,000 円 ~ 14,600 円
	税込(10%)	2,700 円 ~ 13,200 円	3,000 円 ~ 14,900 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ)が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日(18時まで)	宿泊料金(税抜)の 70%	
宿泊予定日当日(18時以降)	宿泊料金(税抜)の全額	

(注) ・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日 当日の宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)の 50%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者または当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は、宿泊申込代

表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成31年9月3日(火)15時から平成31年9月17日(火)10時まで及び平成31年9月24日(火)15時から平成31年10月9日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第74回国民体育大会実施要項(以下「大会実施要項」という)に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

(2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

(3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた茨城県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会
が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900円以内
	税込(8%)	972円以内
	税込(10%)	990円以内

10 その他

- (1) この事項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に
定めるものとする。

また、報道員およびその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定める
ものとする。

- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があつた場合
は、変更後の税率を適用するものとする。

第19回全国障害者スポーツ大会 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、選手、役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

実行委員会は、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で実行委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手、監督、役員、介助員（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、実行委員会が宿泊を必要と認めた者。

5 宿泊施設の選定及び確保

宿泊施設の選定及び確保については、次のとおり行う。

- (1) 宿泊施設は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市町内の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿については、次の事項に留意して行う。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿泊施設に配宿するよう努める。
- (2) 移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場地へ移動しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。
- (3) 障害者にとって利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

- (4) 実行委員会が指定した宿泊施設の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての紛議及び損失は、任意に変更したものがその責任を負うものとする。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿泊施設と協議の上、実行委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊りとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次表のとおりとする。(第74回国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
選手団	税抜	3,000円～15,000円 ^{※1}	2,100円～10,500円 ^{※2}	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込(8%)	3,240円～16,200円	2,268円～11,340円	
	税込(10%)	3,300円～16,500円	2,310円～11,550円	
選手団以外の宿泊対象者	実勢料金を基本とし、別途実行委員会が定める額			

※1 選手団における「1泊2食」料金(税抜)は500円刻みとする。

※2 素泊まり料金(税抜)は、「1泊2食」料金(税抜)の70%相当(100円未満切り上げ)の額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿泊施設と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額(100円未満切り上げ)とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額(100円未満切り上げ)とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	2,400円～12,000円	2,700円～13,500円
	税込 (8%)	2,600円～13,000円	3,000円～14,600円
	税込 (10%)	2,700円～13,200円	3,000円～14,900円
選手団以外の 宿泊対象者	宿泊料金から8(4)の欠食控除を適用した額		

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿泊施設の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊料金等の支払い

宿泊料金及び宿泊取消料については、別に定める方法により、実行委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該施設が定める方法により支払うものとする。

(7) 宿泊取消料

宿泊を取消した場合の取消料は、次表のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日(18時まで)	宿泊料金(税抜)の70%	
宿泊予定日当日(18時以降)	宿泊料金(税抜)の全額	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿泊施設への到着が困難な場合は、宿泊施設と協議して取消料を決定する。

・宿泊取消料は、取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

(8) 適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、平成31年10月10日(木)15時から平成31年10月15日(火)10時までとする。

9 宿泊申し込み

大会参加者の宿泊の申し込みは、次のとおり行う。

- (1) 選手団については、都道府県及び指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して実行委員会に行く

ものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等によりインターネットによる申し込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体等が同様にを行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込について最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿泊施設と宿泊者との連絡調整のため、宿泊施設ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前の宿泊の変更及び取消しは、別に定める宿泊変更・取消申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに実行委員会へ行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに実行委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

- (2) 入宿後の宿泊の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該施設へ申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日時とする。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた茨城県特産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、実行委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区 分	消費税	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900円以内
	税込(8%)	972円以内
	税込(10%)	990円以内

12 その他

- (1) 宿泊施設での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 標準献立

	朝食	夕食
第1例	さんまのかば焼き風、ご飯、しじみ汁、 さといもの柚子みそかけ、煮合い、野菜サラ ダ、りんご、牛乳	れんこんハッパ-グ、ご飯、小松菜と卵のスー プ、かぼちゃの含め煮、海藻サラダ、 フルーツ白玉、ヨーグルト
第2例	ポトフ、奥久慈卵のプレーンオムレツ、 ほうれん草のソテー、フルーツ盛合わせ、 はちみつトースト、牛乳	常陸牛のちらし寿司、田舎汁、鱈の香味蒸し、 れんこんチップサラダ、和栗のモンブラン添え
第3例	ごまご飯、豆腐のそぼろ汁、肉じゃが、 さごしの香味西京焼き、湯葉入りサラダ、 ヨーグルト（加糖）	ポークソテーたまねぎソース、 キムチ納豆、ご飯、 さといものみそ汁、ミルクゼリー黒蜜かけ
第4例	ポークビーンズ、トースト（イチゴジャム）、 水菜のイタリアンサラダ、巣ごもり卵、 コンソメスープ、フルーツ盛合わせ、牛乳	春雨スープ、ご飯、鶏肉のカシューナッツ炒 め、れんこん餅、杏仁豆腐、トマトのポン酢和 え
第5例	鮭のみそマヨ焼き、ご飯、オクラとろろ、 小松菜のみそ汁、ひじき煮、アールスメロン、 牛乳	豚肉のにら巻き、栗ご飯、 シラス入り海藻サラダ、さんまのつみれ汁、 炒り豆腐
第6例	みそおにぎり、親子煮、豆腐のみそ汁、 そうめんのごまマヨネーズ和え、柿、牛乳	霞ヶ浦わかさぎ天ぷら盛合わせ、ご飯、 奥久慈こんにゃくとさといもの煮物、 小松菜の磯和え、 吉野鶏すまし汁、フルーツヨーグルト
第7例	肉豆腐、ほうれん草としじみの辛子和え、 なめこのみそ汁、ご飯、温泉卵、 梨、はちみつヨーグルト	ドライカレー風ライス、コンソメスープ、 チンゲン菜とぶなしめじのソテー、 生野菜サラダ、鶏ときのこのトマト煮、 ご飯、オレンジゼリー

平成30年7月24日

第4回常任委員会報告

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会弁当調達指針

1 目的

この指針は、第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当の調達に関し必要な事項を定め、適切な弁当調達を行うことを目的とする。

2 業務分担

- (1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体の総合開・閉会式およびいきいき茨城ゆめ大会における弁当調達業務を行う。
- (2) 会場地市町村委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体の各競技会における弁当調達業務を行う。

3 弁当調製施設の選定

- (1) 県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、茨城県保健福祉部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づき、適正に管理運営、施設整備がなされていること。
 - イ 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
 - ウ 総合開・閉会式及び競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び容器の回収ができること。
 - エ 県・会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
- (2) 県・会場地委員会は、(1)により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設をいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会弁当調製施設名簿（第1号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。）により、平成30年8月24日までに県委員会に報告する。
- (2) 県委員会は、自らが選定した弁当調製施設及び会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿により施設を管轄する保健所に報告するとともに、その写しを生活衛生課に提出する。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、生活衛生課に報告する。

- (3) (1)(2)の報告後においても必要と認められる場合、県・会場地委員会は追加して弁当調製施設を選定することができる。その場合、県・会場地委員会はそれぞれ(1)(2)の報告を速やかに行う。
- (4) 生活衛生課は、報告のあった弁当調製施設が県外に所在する場合は関係自治体に通知する。

5 選定の取消

- (1) 県・会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不相当と認めたとき。
- (2) 会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取り消しの報告を受けた県委員会は、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。
- (3) 県委員会が選定を取り消したときは、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。
- (4) 生活衛生課は、県委員会が選定の取り消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 弁当のあっせん及び支給の対象者は、大会参加者のうち県・会場地委員会がそれぞれ別に定める。
- (2) あっせん又は支給を行う弁当の料金は、県・会場地委員会が、900円（税抜）以内でそれぞれ別に定める。

7 弁当の献立

県・会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや地元食材の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込み、受付及び発注等

- (1) あっせん又は支給を行う弁当の申込み、受付及び発注等の手続きについては、県委員会・会場地委員会が定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消は、原則として認めないこととする。
- (3) 県・会場地委員会は、申込みを受け付けた斡旋弁当の個数及び支給弁当の個数を取り

まとめ、弁当調製施設へ発注する。

なお、発注にあたっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県・会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 名称
 - イ 原材料名（食品添加物・アレルギー・遺伝子組換え等の表示を含む。）
 - ウ 消費期限（時刻まで）
 - エ 保存方法
 - オ 製造所所在地・製造者名
 - カ その他食品衛生法等関係法規により規定される表示
 - キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ク 持ち帰りを禁止する表示
 - ケ その他県委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県・会場地委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県・会場地委員会の指示に従い、容器等の回収を行うこと。

10 弁当の保管及び引換

県・会場地委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務にあたっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県・会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

この指針に定めるもののほか必要な事項については、県委員会又は会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や保健所等と協議の上、別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 総合開・閉会式等に係る弁当調製施設の参加基準

1 総則

第74回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第19回全国障害者スポーツ大会の（以下「大会」という。）の総合開・閉会式並びに大会の競技会場において提供する弁当について、弁当調製施設（以下「施設」という。）の参加基準を以下のとおり定める。

2 弁当調製施設の立地条件

茨城県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている施設であること。
なお、施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

3 衛生管理体制

- (1) 国体開催前の過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (3) HACCPシステムによる衛生管理に取り組んでいること、又は「大量調理施設マニュアル」（平成9年3月24日厚生省発行）に基づく対応を実践できる施設であること。
- (4) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が、直近で80点以上であること。
- (5) 検食は、原材料および調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (6) 調理従事者（食品の盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体の開会日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (7) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国体開催期間中参加できること。
- (8) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）のできる冷蔵庫等を利用して衛生的に運搬し、配布終了まで待機することが可能であること。
- (9) 弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること
 - ア 名称
 - イ 原材料名（食品添加物・アレルギー・遺伝子組換え等の表示を含む。）

- ウ 消費期限（時刻まで）
- エ 保存方法
- オ 製造所所在地・製造者名
- カ その他食品衛生法等関係法規により規定される表示
- キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
- ク 持ち帰りを禁止する表示
- ケ その他県委員会が指示する表示

4 弁当調製能力

国体・大会に提供可能な1日あたりの弁当調製数は以下のとおりとする。なお、施設の最大調製数ではなく、国体・大会に提供可能な数であること。

- (1) 国体・大会の総合開・閉会式及び大会の陸上競技会場 2,000食以上
- (2) 大会の競技会場（陸上競技以外） 500食以上

5 対応能力

- (1) 県実行委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県実行委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 弁当の食材及び献立内容については、県実行委員会が定めた内容で調製が可能であること。
- (4) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて県実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (5) 弁当の内容について「おしながき」の添付が可能であること。
- (6) 弁当は保冷効果が持続し、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して納入できること。
- (7) 総合開・閉会式の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (8) 荒天等により、総合開・閉会式会場の変更または開催が中止となった場合、弁当の調製および納入については、県実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

第74回国民体育大会医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護班の設置

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、救護班を設置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた班編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、医療救護に必要な措置を行う。

5 救護所の設置

救護班の業務を実施するにあたり、必要な場所に救護所を設置する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 経費の分担

県委員会及び会場地委員会は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。
- (2) 会場地市町村実行委員会を組織していない市町村にあつては、「会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）」及び「会場地委員会」を「会場地市町村」に読み替える。

第19回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、第19回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）と会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開・閉会式会場における医療救護
- イ 競技会場及び練習会場における医療救護（準備，総括）
- ウ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- エ 宿泊施設における医療救護

(2) 会場地委員会

競技会場及び練習会場における医療救護（運営，管理）

4 救護班の設置

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、救護班を設置する。
- (2) 救護班は、医師，歯科医師，看護師，保健師，アスレティックトレーナー，事務職員等により、必要に応じた班編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者の応急処置，医療機関その他関係機関との連絡調整等，医療救護に必要な措置を行う。

5 救護所の設置

救護班の業務を実施するにあたり，必要な場所に救護所を設置する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には，必要に応じて医薬品，医療器具，AED（自動体外式除細動器），その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については，別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き，医療費はすべて受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか，医療救護の実施に関して必要な事項は，県委員会及び会場地委員会が，それぞれ別に定める。

第74回国民体育大会 会場地市町村医療救護業務推進指針

1 目的

この指針は、第74回国民体育大会医療救護要項に基づき、第74回国民体育大会（以下「大会」という。）において会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が実施する医療救護の基本的事項を定めることにより、業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施体制

会場地委員会は、医療救護業務を実施するため、競技会場に救護所を設置する。
また、必要に応じて救護本部を設置し、医療救護業務を統括する。

3 関係機関等との連携

会場地委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、医療機関、地元消防署、その他の関係機関・団体の協力を得て業務を実施する。

4 実施業務

会場地委員会が行う医療救護業務は、次のとおりとする。

(1) 体制整備

ア 救護班の編成

(ア) 医療救護業務を実施するにあたり、救護班を編成する。

(イ) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた班編成とする。

(ウ) 救護班に従事する医師、看護師等の編成については、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議のうえ、医療機関、関係団体等の協力を得て行う。

イ 救護所の配置

(ア) 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、競技会場の適切な場所に配置する。

(イ) 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。

(ウ) 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

(エ) 当該会場の想定来場者数や諸条件等を考慮し、必要に応じて救護所の複数配置やそれに伴う救護本部の設置、移動救護チームの編成も検討・実施する。

ウ 医薬品等の配備

(ア) 救護所には、当該会場の競技特性等を勘案のうえ、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を配備するとともに、電話、ファクシミリ等通信機器、コピー機、書類用保管庫（施錠付）等を配備する。

(イ) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

エ 救急搬送体制の確保

- (ア) 地元消防署と協議し、必要に応じ、競技会場に救急自動車等を配備する。
- (イ) 医療機関に搬送する必要がある傷病者の発生に備え、傷病者の受入が円滑に行われるよう予め医療機関に協力を要請し、搬送先を確保する。

オ 業務実施マニュアルの作成

- (ア) 会場特性及び競技の特性を勘案し、競技団体と協議のうえ、救護班に従事する医師等や地元消防署等の助言・協力を得ながら、救護所の開設時間や班員の従事シフト、救急搬送要請に係る会場地委員会内の役割分担や活動情報の集約方法など、救護業務の具体的な進め方を定め、これを共有するための業務実施マニュアルを作成する。
- (イ) 作成した業務実施マニュアルをもとに、必要に応じて救護班員向けの研修を実施する。

カ その他

会場サイン等において、赤十字標章を使用する場合は、予め日本赤十字社茨城県支部の許諾を得ることとし、県委員会を通じて、必要な手続きを行う。

(2) 競技会場における救護業務

ア 応急処置

- (ア) 救護所においては、救護班員が、傷病者が発生した場合に応急処置を行う。
- (イ) 応急処置を実施した場合、当該救護班員は「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)に所定の事項を記載する。
- (ウ) 救護班員が記載した「処置記録兼診療依頼書」は、全救護班員が閲覧等を行えるようファイリングし、個人情報保護に十分配慮のうえ、適切に保管する。

イ 救急搬送

- (ア) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認められる場合には、救護班員は、予め定めた手順に従い、救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じる。
- (イ) 救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた救護班員は、「処置記録兼診療依頼書」に所定の事項を記載し、搬送する傷病者に写しを交付するとともに、搬送先医療機関に記載してもらう「搬送先医療機関診療結果報告書」(参考様式第2号)の用紙を渡す。
- (ウ) 救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた救護班員は、予め定めた手順に従い、会場地委員会内の会場を統括する部署に必要事項を報告する。
- (エ) (ウ)の報告を受けた会場を統括する部署は、予め定めた手順に従い、会場地委員会内の各部署に必要事項を通知し、円滑な救急搬送等が妨げられないよう措置を講じる。

ウ 記録・報告等

- (ア) 救護班は、医療機関に搬送した傷病者のその後の病状、経過を把握するよう努める。
- (イ) 救護班は、当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」(参考様式第3号)を作成し、「処置記録兼診療依頼書」の写しとともに、予め定めた手順に従い、会場地委員会内の会場を統括する部署に提出する。

(3) 練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおいても、救護対策に万全を期すよう努める。この場合において、救護業務の内容は、競技会場における救護業務に準じて実施する。

(4) 宿泊施設における医療救護

- (ア) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、会場地委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

(イ) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

5 その他

- (1) 会場地市町村実行委員会を組織していない市町村にあつては、この指針中「会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）」及び「会場地委員会」を「会場地市町村」に読み替える。
- (2) この指針に定めるもののほか、必要な事項は会場地委員会が別に定める。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 宿舎衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会 環境衛生対策要項」等に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）並びに茨城県が実施する宿泊施設の衛生対策について必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における宿舎衛生を確保することを目的とする。

2 実施期間

この要領に基づく事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

- (1) 県・会場地委員会は、両大会における宿舎衛生の確保に向けて、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する宿泊施設の早期決定に努めるとともに、県生活衛生課及び保健所に対し、当該宿泊施設の情報を提供し、宿舎衛生対策の実施を依頼する。
- (2) 県生活衛生課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、茨城県食品衛生協会等関係団体の協力を得ながら、保健所に必要な監視・指導を指示するなど、効果的に宿舎衛生対策を推進する。
- (3) 保健所は、県生活衛生課の指示に基づき、大会参加者が利用する宿泊施設に対し、監視・指導を実施するとともに、県・会場地委員会と連携し、衛生講習会を開催するなど、宿舎衛生の確保を図る。

4 実施内容

(1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

ア 営業宿泊施設の把握

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり大会参加者が利用する宿泊施設を把握する。

- (ア) 県委員会は、平成30年9月末日までに、大会参加者が利用する宿泊施設のうち旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）を、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）により営業宿泊施設を管轄する保健所（県外に所在する施設にあつては県生活衛生課）に提出する。
- (イ) 県委員会は、提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があつた場合には、速や

かに追加・変更内容を提出する。

(ウ) 県委員会は、各保健所に提出した「営業宿泊施設利用予定報告書」の写しをまとめて、県生活衛生課に提出する。

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令に基づく衛生措置基準および構造設備基準とする。

ウ 監視・指導

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

(ア) 保健所は、原則として両大会開催までに、旅館業法関係法令に基づき監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、「茨城県環境衛生関係監視指導取扱要領」に基づく「環境衛生改善指導票」（別紙1）を営業者に交付する。また、貯湯槽又は入浴施設に循環ろ過器を設置する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視・指導を行う。

(イ) 県生活衛生課は、県委員会より送付された県外の営業宿泊施設を所管する自治体に衛生指導を依頼する。

エ 宿舍衛生講習会

保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の営業者等を対象とする宿舍衛生講習会を両大会開催までに実施する。なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室，浴室，脱衣場，便所，洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水，換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

平成30年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。なお、県・会場地委員会は、自らが主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(2) 転用施設の宿舍衛生対策

ア 転用施設の把握

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり大会参加者が利用する転用施設を把握する。

(ア) 県委員会は、平成30年9月末日までに、「第74回国民体育大会 宿泊施設充足対策要項」に基づき、旅館業法第3条の許可を要しない転用施設を選手・監督に利用させる場合には、「転用施設使用届出書」（第2号様式）により管轄の保

健所に提出する（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する）。

(イ) 県委員会は各保健所に提出した「転用施設使用届出書」の写しをまとめて県生活衛生課に提出する。

イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、「転用施設における留意事項」（別紙2）を適用する。

ウ 転用施設の指導

保健所は、4（2）アの「転用施設使用届出書」により大会参加者が利用する転用施設を把握し、原則として両大会開催までに、4（2）イに基づき指導を行う。

エ 宿舎衛生講習会

会場地委員会は、4（1）エの宿舎衛生講習会に準じた転用施設の宿舎衛生講習会を実施する。保健所は会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応するものとする。

5 実施報告

(1) 保健所は、宿舎衛生講習会の実施結果を「宿舎衛生講習会実施報告書」（様式第3号）により、また、監視・指導の実施結果を「宿舎衛生監視・指導実施報告書」（様式第4号）により、平成30年度は3月末日までに、開催年度については実施後速やかに県生活衛生課に提出するものとする。

(2) 県生活衛生課は、上記実施報告を速やかに県委員会に提出するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議のうえ別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会食品衛生対策要項」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）並びに茨城県が実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における食品衛生を確保することを目的とする。

2 実施期間

この要領に基づく事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

(1) 県・会場地委員会は、両大会における食品衛生の確保に向けて、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する次に掲げる施設（以下「食品提供施設」という。）の早期決定に努めるとともに、県生活衛生課及び保健所に対し、当該食品提供施設の情報を提供し、食品衛生対策の実施を依頼する。

ア 宿泊施設の調理施設

「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会宿舍衛生対策実施要領」（以下「宿舍衛生対策実施要領」という。）に定める営業宿泊施設および転用施設のうち、大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

大会参加者が開・閉会式会場、競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理等調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する食事（仕出し、弁当等）を調理する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工、もしくは製造または販売を行う施設

オ 臨時の食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工、もしくは製造または販売を行う施設

カ 無料食品提供施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に設置される弁当の引換所

(2) 県生活衛生課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、茨城県食品衛生協会（以下「食品衛生協会」という。）等関係団体の協力を得ながら、保健所に必要な監視・指導を指示するなど、効果的に食品衛生対策を推進する。

(3) 保健所は、県生活衛生課の指示に基づき、大会参加者が利用する食品提供施設に対し、監視・指導を実施するとともに、県・会場地委員会と連携し、衛生講習会を開催するなど食品衛生の確保を図る。

4 実施内容

(1) 食品提供施設の把握

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

ア 宿泊施設

県委員会は、平成30年9月末日までに、宿舍衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設予定報告書」及び「転用施設等使用届出書」を管轄の保健所（県外に所在する施設にあつては県生活衛生課）に提出する。

イ 弁当調製施設

県・会場地委員会は、平成30年9月末日までに「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会弁当調達要項」で定める「弁当調製施設名簿」を管轄の保健所（県外に所在する施設にあつては県生活衛生課）に提出する。

ウ 仕出し料理等調製施設

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね6ヶ月前までに「仕出し料理調製施設一覧表」（様式第1号）を管轄の保健所（県外に所在する施設にあつては県生活衛生課）に提出する。

エ 既設の食品営業施設

保健所は、食品営業許可台帳により対象施設を把握する。

オ 臨時の食品営業施設

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね3ヶ月前までに「臨時食品営業施設設置計画書」（様式第2号）を管轄の保健所に提出する。なお、各営業者に対し、大会開催の概ね3か月前までに、管轄の保健所に営業許可申請書を提出し、開催日までに営業許可を取得するよう指導する。

カ 無料食品提供施設

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね3ヶ月前までに「無料食品提供施設設置計

画書」(様式第3号)を管轄の保健所に提出する。

キ 弁当引換所

県・会場地委員会は、両大会開催の概ね3ヶ月前までに「弁当引換所設置計画書」(様式第4号)を管轄の保健所に提出する。

ク 県・会場地委員会は、提出した報告書等に追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

ケ 会場地委員会は保健所に提出した報告書等の写しを県委員会に提出し、県委員会は県委員会分と会場地委員会分をあわせて県生活衛生課へ提出する。

(2) 監視指導

ア 保健所は、県・会場地委員会の依頼のもと、各地区食品衛生協会と連携し、次表を目標に監視指導を実施する。

イ 県生活衛生課は当該施設を管轄する自治体の保健所に食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	両大会前	両大会期間中	
	平成30～開催年度		
ア 宿泊施設の調理施設	2回以上	必要に応じて	別紙1「食品関係施設の業者等が遵守すべき事項」及び別紙2「食品関係施設に対する指導及び検査」のとおり
イ 弁当調製施設	2回以上	必要に応じて	
ウ 仕出し料理調製施設	2回以上	必要に応じて	
エ 既設の食品営業施設	1回以上	必要に応じて	
オ 臨時の食品営業施設	-	1回以上	
カ 無料食品提供施設	-	1回以上	
キ 弁当引換所	-	1回以上	

(3) 食品衛生講習会

保健所は、各地区食品衛生協会との連携のもと、両大会開催までに食品関係営業施設等を対象とした食品衛生講習会を実施する。なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

(ア) 食中毒の原因と発生時の対応

(イ) 従事者の健康管理(検便検査を含む。)と手洗いの徹底

(ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品、調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

4(1)に示す食品提供施設の業者、管理者又は代表者及び関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

平成30年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。なお、県・会場地委員会

は、自らが主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(4) 広報活動

県生活衛生課及び保健所は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

5 緊急連絡体制の整備

県生活衛生課、保健所及び県・会場地委員会が緊密に連携し、兩大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

6 食中毒等健康被害発生時の対応

- (1) 県・会場地委員会が食中毒（疑いを含む）の情報を入手した場合は、直ちに管轄の保健所又は県生活衛生課に連絡する。
- (2) 兩大会に関係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課及び保健所は「食中毒調査マニュアル」に基づき速やかに対応するほか、県委員会及び関係する会場地委員会に情報提供を行う。

7 実施報告

- (1) 保健所は、この要領に基づく食品衛生講習会及び食品衛生指導等の実施結果について、「食品衛生講習会の実施結果報告書」（様式第5号）、「食品関係施設の監視・指導結果報告書」（様式第6号）、「食品等の検査結果報告書」（様式第7号）により、平成30年度は3月末日までに、開催年度については実施後速やかに県生活衛生課に提出するものとする。
- (2) 県生活衛生課は、上記実施報告を速やかに県委員会に提出するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議のうえ別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 感染症予防対策実施要領

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会 防疫対策要項」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連携を図り、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）並びに茨城県が実施する予防・防疫対策に関して必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における感染症予防対策に万全を期すことを目的とする。

2 実施期間

この要領に基づく事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

- (1) 県・会場地委員会は、両大会における感染症予防に向けて、県保健予防課及び保健所と連携し、広報・啓発活動に努めるとともに、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）に食品を提供する施設の早期決定に努め、県保健予防課及び保健所に対し、当該施設の情報を提供し、感染症対策の実施を依頼する。
- (2) 県保健予防課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、茨城県食品衛生協会等関係団体の協力を得ながら、保健所に必要な広報啓発活動や施設指導を指示するなど、効果的に感染症予防対策を推進する。
- (3) 保健所は、県保健予防課の指示に基づき、大会参加者に食品を提供する施設の管理者に対し、県・会場地委員会と連携し、広報啓発活動を展開するとともに、必要に応じ対象業務従事者の検便検査を含む健康管理に万全を期すよう指導するなど、感染症予防の確保を図る。

4 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

- (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
- (イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策等

イ 活動の内容

- (ア) 県委員会は、県保健予防課と連携し、次により広報活動を実施する。
 - a 啓発用ポスター・リーフレットの作成及び市町村・関係団体等への配布・掲示
 - b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等県広報媒体を活用したPR
 - c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 保健所は、市町村委員会等及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- b 広報誌、ホームページ等市町村広報媒体を活用したPR
- c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 健康管理指導

保健所は、大会参加者に食品を提供する施設の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。なお、検便検査の方法など健康管理の留意事項については、「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策実施要領」の別紙1「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項」に準ずるものとする。

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健所は、大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、まん延の防止に努めるとともに、当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を行う。

(4) 感染症予防に関する衛生備品の配備

ア 県・会場地委員会は、両大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液やマスク等の配備を行う。なお、配備の分担は以下のとおりとする。

区 分	会 場
県委員会	両大会の開・閉会式会場 いきいき茨城ゆめ大会の競技・練習会場
会場地委員会	いきいき茨城ゆめ国体の競技・練習会場

イ 食品関係施設、宿泊施設等については、「食品衛生対策実施要領」及び「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 宿舍衛生対策実施要領」に定める衛生講習会において、保健所が衛生備品の配備について指導する。

5 緊急連絡体制の整備

両大会期間中において感染症患者が発生した場合は、県保健予防課、保健所及び県・会場地委員会が緊密に連携し感染症のまん延を防止するため、別記の手順により、連絡・情報共有に努める。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県保健予防課が協議のうえ、別に定めるものとする。

第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 飲料水衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会 環境衛生対策要項」等に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、茨城県及び関係市町村が実施する飲料水衛生対策について必要な事項を定め、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）における飲料水の衛生確保を図り、飲料水による事故を防止することを目的とする。

2 実施期間

この要領による事業の実施期間は、両大会終了までとする。

3 基本方針

- (1) 県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、両大会における飲料水の衛生確保に向けて、県生活衛生課、保健所及び市町村水道事業担当課に対し、当該宿泊施設の両大会における選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する水道施設の情報を提供し、飲料水衛生対策の実施を依頼する。
- (2) 県生活衛生課、保健所及び市町村水道事業担当課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、効果的に飲料水衛生対策を推進する。

4 実施内容

保健所及び市町村担当課は、県・会場地委員会と連携し、大会参加者が利用する宿泊施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場の飲料水の衛生を確保し、飲料水による事故を未然に防止するため、次により監視・指導を実施する。

(1) 対象施設

大会参加者が利用する施設等に給水する次の水道施設等とする。

水道施設等	実施主体
(ア) 上水道，簡易水道	保健所
(イ) 専用水道	保健所（五霞町除く町村分）， 市・五霞町担当課
(ウ) 簡易専用水道	市町村担当課
(エ) 小簡易専用水道	市町村担当課
(オ) 飲用井戸等	保健所（町村分），市担当課
(カ) 臨時給水設備（両大会会場内に臨時的に設置する給水車及び給水タンク等の飲料水供給設備等）	市町村担当課

(2) 対象施設等の把握方法

県生活衛生課，保健所及び市町村担当課は，以下により県・会場地委員会から提出される「飲料水衛生対策対象施設一覧表」（様式第1号）（以下，「一覧表」という。）等により，対象水道施設等を把握する。

ア 営業宿泊施設及び転用施設

保健所は県・会場地委員会から提出された，「第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会 宿舍衛生対策実施要領」で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」及び「転用施設等使用届出書」により対象施設を把握する。

イ 開・閉会式会場及び競技・練習会場

県・会場地委員会は，一覧表を平成30年9月末日までに管轄の保健所または市町村担当課に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には，速やかに提出する。）

ウ 臨時給水設備

県・会場地委員会は，一覧表を両大会開催のおおむね6ヶ月前までに，管轄の市町村担当課に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には，速やかに提出する。）

エ 共通

会場地委員会は管轄の保健所または市町村担当課に提出した一覧表の写しを県委員会に提出し，県委員会は県委員会分と会場地委員会分を合わせて県生活衛生課へ提出する。

県生活衛生課は，県委員会から提出された一覧表等により県外施設を把握し，当該施設を管轄する自治体に監視・指導を依頼する。

(3) 監視・指導の実施

保健所及び市町村担当課は，県・会場地委員会と連携し，次表を目標に監視・指導を実施する。なお，各年度において，対象施設を把握する前に以下に掲げる内容を含んだ指導を実施している場合は，把握後に改めて指導することを要しない。

対象施設	目標立入回数	
	両大会前	両大会期間中
	平成 30～開催年度	
ア 上水道，簡易水道	1～2回	必要に応じて
イ 専用水道		
ウ 簡易専用水道		
エ 小簡易専用水道		
オ 飲用井戸等		
カ 臨時給水設備	必要に応じて	

ア 上水道，簡易水道

保健所は，県知事認可の水道事業者に対して，水道法に基づき，定期的な水質検査の実施，塩素設備の点検，塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）の実施状況確認を中心に，給水の安全等に関する指導を行う。

監視・指導の結果，設備等に不備が認められた場合には，水道法等の関係法令に基づき，必要な措置を講ずる。

イ 専用水道

保健所及び市・五霞町担当課は，設置者又は管理者に対し，水道法に基づき，定期的な水質検査の実施，塩素設備の点検，塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）の実施状況確認を中心に，給水の安全等に関する指導を行う。

監視・指導の結果，設備等に不備が認められた場合には，水道法等の関係法令に基づき，必要な措置を講ずる。

ウ 簡易専用水道

市町村担当課は，設置者又は管理者に対し，水道法に基づき，日常点検等の徹底を指導する。

監視・指導の結果，設備等に不備が認められた場合には，水道法等の関係法令に基づき，必要な措置を講ずる。

エ 小簡易専用水道

市町村担当課は，設置者又は管理者に対し，茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（市においては各市の条例等）に基づき，日常点検が実施された井戸の使用等について指導する。

なお，水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については，県・会場委員会と連携し，当該施設の管理者又は設置者に対し，水質検査の実施，基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

オ 飲用井戸等

保健所及び市担当課は，設置者又は管理者に対し，茨城県安全な飲料水の確保に関

する条例（市においては各市の条例等）に基づき、日常点検が実施された井戸の使用等について指導する。

なお、水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については、県・会場地委員会と連携し、当該施設の管理者又は設置者に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

カ 臨時給水設備

市町村担当課は、必要に応じて設置者である県・会場地委員会に対し、衛生確保の徹底を指導する。

なお、設置に関して、県・会場地委員会は、必要に応じて市町村担当課と事前に協議を行う。

5 実施報告

(1) 保健所は、この要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、平成30年度は年度末までに、開催年度は両大会が開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書」（様式第2号）により県生活衛生課へ報告する。

また、両大会開催前までに飲料水の衛生確保が困難であると判断された施設等について、概要を県生活衛生課に提出する。

(2) 保健所より報告を受けた県生活衛生課は、監視・指導の実施結果を平成30年度は年度終了後速やかに、開催年度は両大会が開会する1週間前までに県委員会に提出する。

(3) 市町村担当課は、この要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、平成30年度は年度末までに、開催年度は両大会が開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書」（様式第3号）を会場地委員会に提出する。報告を受けた会場地委員会は県委員会に写しを提出し、県委員会は県生活衛生課及び保健所に情報提供する。

6 事故発生時の給水体制

県・会場地委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断水時の事故に対応するための給水体制を確立する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議のうえ別に定めるものとする。

第74回国民体育大会 馬事衛生対策実施要領

1 趣旨

この要領は、第74回国民体育大会馬事衛生対策要項（以下「要項」という。）に基づき、馬術競技出場馬の防疫、健康管理等馬事衛生対策の実施に関し必要な事項を定める。

2 防疫対策

(1) 防疫対策に係る基準の周知

参加都道府県に対して、要項3（2）に定める基準（以下「防疫基準」という。）を周知するものとする。

(2) 事前確認

ア 参加都道府県に対して、「予防接種確認票」（要項様式12号）の提出にあわせて、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」（以下「健康手帳」という。）及び「日本馬術連盟乗馬登録証」（以下「登録証」という。）の写しを送付させるものとし、出場馬が防疫基準を満たしていることを事前に確認する。

イ 確認の結果、防疫基準を満たしていない場合は、基準を満たすよう参加都道府県に対して指導を行うものとする。

(3) 健康手帳等の確認及び馬体照合

ア 出場馬が会場に到着したときに受付所において「健康手帳」及び「登録証」の正本の提出を求め、事前に確認した写しと照合し、合致していることを確認する。

イ 出場馬の特徴を「登録証」の記載の特徴と照合し、合致していることを確認する。

ウ 確認の結果、合致しない場合は、馬事衛生本部において対応を協議する。

(4) 消毒

ア 消毒は、厩舎、馬洗い場、汚物堆積場について出場馬の到着前5日以内に動力噴霧器を使用し行う。

また、出場馬の退厩後直ちに、当該退厩馬の馬房の消毒を行う。

イ 馬運車の消毒のため、馬降所の入場口付近に馬運車用の消毒マット及び車両消毒所を設置し、馬運車が到着したとき及び退厩の際に馬運車が再入場するときに、消毒マット上を通過させ、車両消毒所において動力噴霧器を使用して車体及びタイヤの消毒を行う。

また、参加都道府県に対して馬運車で馬糞清掃に使用した器具等の消毒を指導する。

なお、汚物収集車両、飼料運搬車両等厩舎地区に出入りする関係車両も馬運車と同様の方法で消毒を行うものとする。

ウ 出場馬の消毒のため、厩舎地区の出場馬の出入口に出場馬用の消毒マットを設置し、馬降所や競技会場と厩舎の間を移動する際に消毒マット上を歩行させることにより蹄底の消毒を行う。

エ 厩舎地区に立ち入る者の消毒のため、厩舎地区の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マットを、厩舎の出入口に踏込み消毒槽又は消毒マット及び手指消毒薬を、手洗い場に手指消毒薬を設置し、靴底及び手指の消毒を行わせる。

(5) 病虫害の駆除

厩舎、汚物堆積場等において、病虫害が発生する恐れのある場合は、殺虫剤を散布する。

3 健康管理

(1) 健康検査

入厩時、馬体照合が終了した出場馬に対し、馬降所において健康検査を行う。

また、退厩日当日に厩舎において健康検査を行う。

(2) 健康観察

毎日、厩舎内を巡回し、ホースマネージャーが行った出場馬の健康観察及び体温測定の結果と当該馬の臨床状況を確認する。

また、必要に応じてホースマネージャーに対して健康管理の指導を行う。

(3) 異常が認められる場合の対応

健康検査及び健康観察で異常が認められる場合は、馬事衛生本部に報告のうえ、救護獣医師による診療、隔離厩舎への移動、伝染性疾病に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

(4) 馬診療

ア 馬診療所には、診療時間中、原則として救護獣医師2名を馬診療所に常駐させる。

また、診療時間外は、連絡体制を整備のうえ、会場近隣に宿泊所を確保し、救護獣医師1名を待機させる。

イ 救護獣医師は、参加都道府県の依頼により、出場馬に発生した疾患に対して応急手当及び緊急処置を行う。

なお、加療馬の競技への参加の適性に疑義があると判断したときは、馬事衛生本部に報告するほか、伝染性疾病が疑われる場合は、隔離厩舎への移動、伝染性疾病に係る検査の実施等必要な措置を講じる。

また、加療馬の管理責任者（事故馬所属団体監督又はホースマネージャー）が安楽死処置を依頼し、獣医師団の判定に基づき競技運営委員長が安楽死処置を認めた場合は、安楽死処置を行う。

競技実施中に事故馬が発生した場合の対応は、別に定める。

ウ 馬事衛生本部は救護獣医師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は馬診療所と馬事衛生本部、獣医師団、装蹄師等との連絡調整を行う。

エ 馬診療所に配備する医療機器、医薬品等は、茨城県獣医師会及び救護獣医師と協議のうえ定める。

(5) 装蹄

ア 装蹄所には、開所時間中、原則として装蹄師2名（次に定める出張所に待機させる装蹄師を含む。）を常駐させる。

また、競技実施中は、待機馬場へ急行できる場所に出張所を設置し、装蹄師1名を待機させる。

イ 装蹄師は、参加都道府県の依頼により、出場馬の落鉄に対する応急処置及び蹄鉄の深層、クランポン加工、パット等の装着、特殊蹄鉄等の装蹄業務を行う。

ウ 馬事衛生本部は装蹄師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は装蹄所と馬事衛生本部、獣医師団、救護獣医師等との連絡調整を行う。

エ 装蹄所に配備する装蹄用具、消耗品等は、茨城県馬術連盟及び装蹄師と協議のうえ定める。

4 入・退厩の調整

(1) 入・退厩計画の作成

参加都道府県から提出された「入・退厩（変更）申込書」（要項様式11号）に基づき、出場馬の入・退厩計画を作成する。

なお、必要に応じて、参加都道府県と入厩予定時刻等の調整を行う。

(2) 入・退厩時の連絡調整

馬輸送責任者から出場馬の輸送の出発時に入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等の連絡を受け、入・退厩計画と照合する。

退厩時は、馬輸送責任者と退厩時刻を調整し、退厩に伴って必要となる参加都道府県の手続き等の完了を確認する。

5 飼料及び敷料

(1) 飼料

飼料は、参加都道府県に対し、事前に飼料の購入の斡旋の要否を確認し、斡旋を必要とする場合、購入する飼料の種類及び数量を照会し、取りまとめのうえ、販売業者に配送を依頼する。

配送された飼料は、それぞれの入厩時に配布する。

(2) 敷料

敷料は、大会期間中に必要と見込まれる量を注文し、入厩前に各馬房に敷き込むものとする。

入厩前の敷込みに使用したもの以外の敷料は、大会期間中、参加都道府県が使用できるよう敷料庫に保管する。

第74回国民体育大会 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等(以下「大会参加者」という。)並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会(以下「県委員会」という。)及び競技会場地市町村実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

なお、輸送方法の設定にあたっては、交通事情等を考慮し、公共交通機関を効率的に活用するものとする。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努めるものとする。

イ 総合開・閉会式輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、県委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

ただし、公共交通機関の利便性が高い地域からの大会役員等の移動に関しては、効率的にこれを活用するものとする。

ウ 競技会場地輸送

大会参加者は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て輸送を実施するものとする。

エ 各種会議の輸送

大会参加者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者は、自ら公共交通機関等の輸送手段を確保し、対応するものとし、県委員会及び会場地委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努めるものとする。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じるものとする。

4 駐車場対策

(1) 総合開・閉会式駐車場

総合開・閉会式会場駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、県委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

(2) 各競技会場等駐車場

各競技会場等駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用できるものとする。

5 交通安全対策

(1) 総合開・閉会式会場

県委員会は、総合開・閉会式会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

(2) 各競技会場・練習会場

会場地委員会は、各競技会場及び練習会場周辺における大会参加者及び一般観覧者の交通安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じるものとする。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内等を各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所、会場地委員会が設置する案内所において行うものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

第19回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通要項

1 趣旨

この要項は、第19回全国障害者スポーツ大会の実施競技（オープン競技を除く。）に参加する都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）並びに関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

3 輸送方法

(1) 全国輸送

大会参加者の来県及び離県は、自由集合・自由解散とする。

ただし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

(2) 県内輸送

県委員会は、県内における大会参加者及び一般観覧者の輸送を以下のとおり行う。

ア 都道府県・指定都市選手団

(ア) 来県・離県時は、県委員会があらかじめ指定した乗降駅等と宿舎間の計画輸送を行う。

(イ) 開・閉会式時は、大会日程に応じて、宿舎、開・閉会式会場及び競技会場間の計画輸送を行う。

(ウ) 競技及び公式練習時は、宿舎と競技会場間の計画輸送を行う。

イ 大会役員及び競技役員等

公共交通機関の利用等を原則とするが、必要に応じて計画輸送を行う。

ウ 一般観覧者

公共交通機関の利用等を原則とし、必要に応じてシャトルバス等による輸送を行う。

(3) その他

県委員会は、関係機関等の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両を確保する。

なお、鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

4 駐車場対策

- (1) 開・閉会式会場及び競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。
- (2) 開・閉会式会場及び競技会場における駐車場は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。
なお、開・閉会式会場において、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。
- (3) 各競技会場における駐車場は、県委員会又は会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

5 交通安全対策

開・閉会式及び各競技会に係る交通対策は、大会参加者及び一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を確保するため、関係機関等の協力を得て、必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議及び広告媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所等において行う。

7 その他

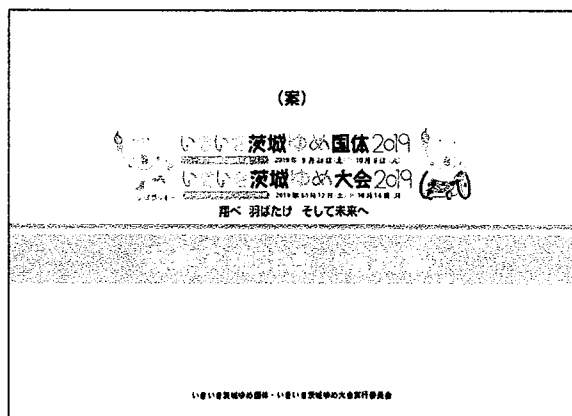
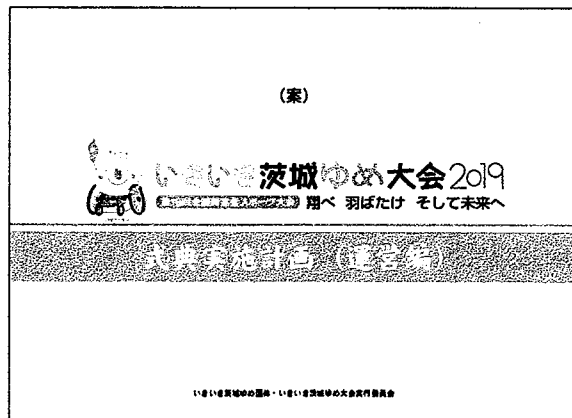
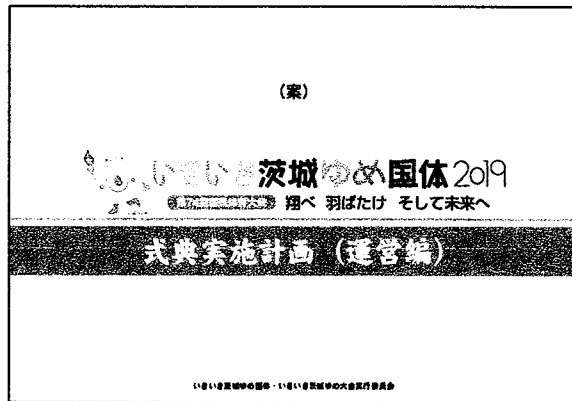
この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会が別に定める。

平成30年2月16日
第3回常任委員会決定

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 式典実施計画

式典専門委員会に付託した本事項の審議結果が報告されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第12条第7項第2号の規定により提案する。

※別冊の資料のとおり



いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式等自主警備業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第74回国民体育大会警備・消防防災基本計画及び第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、いきいき茨城ゆめ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制及び自主警備活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督・両大会役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(実施機関)

第2条 県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織及び委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

(自主警備業務)

第3条 この計画における自主警備業務は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める会場管理運営要綱及び開会式・閉会式一般観覧者入場券申込約款並びに施設管理者が規定する規則に基づく会場管理
- (2) 入退場者管理（入場者数管理、金属探知機検査、手荷物検査、持込禁止物一時預かり等）
- (3) 巡視活動による不審者及び不審物件の発見と適切な初期対応
- (4) 開・閉会式等の円滑な運営を妨害する者及び行為に対する的確な対応
- (5) 交通誘導、車両対策、案内等の通行管理
- (6) 開・閉会式等の円滑な運営を行うための各種情報収集及び伝達
- (7) 会場への不法侵入防止、施錠管理等の管理保全

- (8) 通信体制の確立と通信手段の確保
- (9) 雑踏警備
- (10) 事前警戒・警備
- (11) 迷子・遺失物等の対応
- (12) その他必要な自主警備業務

第2章 開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第4条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	開催場所
いきいき茨城ゆめ国体 総合開・閉会式リハーサル	2019年9月21日(土)	【笠松運動公園】 ・ 笠松運動公園敷地内及び 周辺 ・ その他関係施設 【荒天時】 ・ 未定
いきいき茨城ゆめ国体 総合開会式	2019年9月28日(土)	
いきいき茨城ゆめ国体 総合閉会式	2019年10月8日(火)	
いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式リハーサル	2019年9月22日(日)	
いきいき茨城ゆめ大会 開 会 式	2019年10月12日(土)	
いきいき茨城ゆめ大会 閉 会 式	2019年10月14日(月)	
事前警戒・警備	2019年9月中旬(予定) ～ 9月27日(金) 2019年10月8日(火) ～ 10月11日(金)	

(組織及び任務)

第5条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編制表(別表)のとおり編制し、本部員及び警戒員に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第7条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関及び実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 事前警戒・警備

仮設物の転倒、損壊等の点検・警戒、不審者の会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のための警戒・警備

(2) 交通誘導整理

ア 両大会関係車両に対する指定駐車場までの案内・誘導

イ 駐車許可証不携帯車両に対する事実確認及び再発行

ウ 両大会車両専用駐車場への一般車両の進入防止及び通行規制場所における迂回路の指示

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる駐車車両発見時における運転手に対する移動要請並びに要請に応じない場合及び運転手不在の場合の警察官への車両排除要請

オ 会場直近の交差点等における歩行者の安全確保を目的とした交通誘導整理

(3) 会場内外通行管理

ア 来場者種別に応じた動線案内・通行誘導

イ 両大会参加者以外の一般通行者に対する立入制限の告知及び迂回路の教示

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両、人員の確認及び歩行者との接触事故を防止するための通路の確保

エ IDカード、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）のレベルに応じた通行適否の確認及び式典会場内の配席区分に応じた入場者の整理

(4) 雑踏警備

ア シャトルバス発着場、おもてなし及びふれあい広場、各入場口等、人の滞留・混雑が予想される場所における警戒、広報、誘導

イ 階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所における警戒及び資器材を活用した注意喚起

ウ 各入場口、手荷物検査所等、群衆密度が高くなる場所における警戒及び所要時間の告知による焦燥感の軽減

エ 駆け足、転倒、通路上での立ち止まり等、危険要因排除のための案内、広報及び誘導

- オ 式典終了後における駆け足や押し合い等による転倒等の事故防止のための危険場所における警戒及び動線別の案内，誘導
- カ 来場者が過密となり事故等の発生のおそれがある場合に来場者の分断，進入規制，迂回措置等の状況に応じた適切な措置による来場者の圧力緩和
- (5) 会場入退場者管理
 - ア IDカード等確認場所におけるIDカード等の所持の確認と不所持者の排除
 - イ 手荷物検査所における入場整理，広報及び妨害行為企図者等に対する警戒並びに持込禁止物の発見
 - ウ 途中退場者に対する手荷物再検査の告知及び再入場時における再検査の徹底
 - エ 会場内及び各入場口におけるIDカード等の確認と不正入場者の発見，排除
 - オ 入退場者数の時間毎の確認と会場内来会者数の管理
- (6) 不審者，不審物件等に対する警戒
 - ア 巡視活動等による不審者，不審物件に対する警戒及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
 - イ 妨害行為企図者等に関する情報収集及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
- (7) その他
 - その他必要な自主警備業務

(事件・事故発生時における活動)

第8条 警備消防防災本部は，事件・事故，妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は，事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧，被害の拡大防止を図るため，自主警備関係機関と協力し，次の活動を行う。

- (1) 通報連絡
 - ア 事案等の発生を認知又は発見した警戒員は，事実確認に努めるとともに，警備消防防災本部へ概要を通報する。
 - イ 通報を受けた警備消防防災本部は，当該事案等の事実確認，状況把握に努めるとともに，自主警備関係機関に通報，連絡を行う。
- (2) 初期対応
 - ア 警備消防防災本部における措置
 - (ア) 事案等の情報収集を行い，正確な状況把握に努め，事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員及び警戒員に与えるとともに，状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。
 - (イ) 事案等の状況により，本部員及び警戒員に，自主警備関係機関が行う活動への

支援や周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧と収拾に協力する。

- (ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大の見通しや社会的反響等を総合的に判断し、実施本部及び自主警備関係機関との連絡を図り、事案等の早期鎮圧と収拾に必要な措置を講じる。

イ 現場における措置

- (ア) 両大会参加者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。
- (イ) 可能な限り事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。
- (ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。
- (エ) 本部員及び警戒員は、事案等発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められる場合は警備消防防災本部への連絡を行う。
- (オ) 現場に通じる緊急車両通路の確保に努め、現場への誘導を行う。
- (カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(爆破等予告に対する対応)

第9条 警備消防防災本部は、爆破等の予告及び情報を入手した場合は、自主警備関係機関に速報するとともに、協力して不審者及び不審物件の発見に努める。この際、両大会参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第10条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第11条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について、開・閉会式等自主警備業務記録（様式第1号）、事件・事故等発生状況報告書（様式第2号）及び通信記録（様式第3号）により記録する。

(通信連絡)

第12条 警備消防防災本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

(地形、地物等の把握)

第13条 警備消防防災本部は、効果的な警戒・警備活動及び迅速な現場急行が出来るよう、
 実地踏査により、会場内外の通路、既存施設、構造、非常口及び避難場所等の把握に努め
 るとともに、通常時における仮設物の設置状況等の実態把握にも努める。

第3章 いきいき茨城ゆめ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第14条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
競技会場 (練習会場含む)	2019年10月12日(土) ～ 10月14日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と 認める場合は、上記実 施期日以外の事前警戒 ・警備に係る期間を含 むものとする。	【ひたちなか市】 ○ 笠松運動公園陸上競技場 [陸上競技(身・知)] ○ 笠松運動公園屋内水泳プール [水泳(身・知)] ○ ひたちなか市総合運動公園総合体育館 [バレーボール(身)] ○ 松戸体育館 [バレーボール(精)] ○ ひたちなか市総合運動公園陸上競技場 及びスポーツ広場 [サッカー(知)] 【常陸太田市】 ○ 山吹運動公園野球場 [ソフトボール(知)] ○ 山吹運動公園運動広場 [フットベースボール(知)] ○ 里美運動公園多目的スポーツ広場 [グランドソフトボール(身)] 【水戸市】 ○ ケーズデンキスタジアム水戸 [フライングディスク(身・知)] ○ 東町運動公園新体育館 [バスケットボール(知)] 【つくば市】 ○ 荃崎運動公園多目的広場 [アーチェリー(身)] ○ つくばカピオ [車椅子バスケットボール(身)] 【日立市】 ○ 日立市池の川さくらアリーナ[卓球(身・知・精) (サウンドテーブルテニス(身)を含む)]

		<p>【取手市】</p> <p>○ フジ取手ボウル [ボウリング(知)]</p> <p>【結城市】</p> <p>○ かなくぼ総合体育館 [バレーボール(知)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(活動内容)

第15条 自主警備体制及び活動内容は、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市と連携しながら整備する。

第4章 教育・訓練

(教育・訓練の実施)

第16条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、両大会開催前の適切な時期に、業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

(教育・訓練内容)

第17条 自主警備に関する教育・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 両大会における自主警備に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他両大会の自主警備に係る必要な事項に関すること。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
開・閉会式等消防防災業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第74回国民体育大会警備・消防防災基本計画及び第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、いきいき茨城ゆめ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制及び活動要領等を定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定、開・閉会式等関係施設の防火防災管理者（以下「各施設防火防災管理者」という。）が定めた消防計画によるもののほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第3条 県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、自衛消防組織、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び各施設防火防災管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

(消防防災業務)

第4条 この計画における消防防災業務は、次のとおりとする。

- (1) 火災等の予防、警戒及び発生時の初期消火活動
- (2) 火気等使用場所の指定
- (3) 火災等発生時の消防防災関係機関への通報
- (4) 火災等の情報収集及び実施本部各班への連絡
- (5) 救急・救助及び医療機関等の協力による救急医療の実施

- (6) 避難路，避難場所の確保及び緊急時の避難誘導
- (7) 会場定員管理
- (8) 緊急車両（消防ポンプ車，救急自動車等）の配備
- (9) 緊急車両等出動時の会場内の整理・誘導及び通行路の確保
- (10) 消防防災業務及び医療業務に必要な装備資器材の配備
- (11) 会場内外の消火栓設備，消火器の点検と封印等の確認
- (12) 火災報知機の誤発報等による妨害行為の警戒
- (13) 通信体制の確立と通信手段の確保
- (14) その他必要な消防防災業務

第2章 火災等予防管理

(火気等使用予防管理)

第5条 実施本部は，火災予防及び災害の発生による出火を防止するため，各施設防火防災管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

- (1) 火気等の使用場所の決定

喫煙場所及び火気設備機器等の使用場所は，各施設防火防災管理者と協議の上，決定する。

- (2) 各施設防火防災管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は，あらかじめ各施設防火防災管理者に申し出て，承認を得るものとする。

- ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置
- イ 各種火気設備機器等の設置又は変更
- ウ 式典等における火気の使用
- エ 催物施設整備での火気の使用
- オ 臨時売店における火気の使用
- カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(遵守事項)

第6条 実施本部は，火気等を使用する者に対し，次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
- (2) 電熱器，ガス器具等の火気設備機器は指定された場所で使用し，使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め，近くに可燃物を置かないこと。
- (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い，火気設備機器は確実に点検を行って安全を

確認すること。

(5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 両大会に関係する全ての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

(1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。

(2) 防火扉付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。

(3) 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

第3章 開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第7条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
いきいき茨城ゆめ国体 総合開・閉会式リハーサル	2019年9月21日(土)	【笠松運動公園】 ・ 笠松運動公園敷地内及び 周辺 ・ その他関係施設
いきいき茨城ゆめ国体 総合開会式	2019年9月28日(土)	
いきいき茨城ゆめ国体 総合閉会式	2019年10月8日(火)	【荒天時】 ・ 未定
いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式リハーサル	2019年9月22日(日)	
いきいき茨城ゆめ大会 開 会 式	2019年10月12日(土)	
いきいき茨城ゆめ大会 閉 会 式	2019年10月14日(月)	
事前警戒・警備	2019年9月中旬(予定) ～ 9月27日(金) 2019年10月8日(火) ～ 10月11日(金)	

(組織及び任務)

第8条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編制表(別表第1)のとおり編制し、本部員及び警戒員に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織す

る臨時消防防災組織を臨時消防防災組織編制表(別表第2)のとおり編制する。

(関係機関等との連携)

第9条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第10条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設防火防災管理者及び実施本部各班と連携して、次の消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を予防管理・点検・措置結果報告書(様式第1号)により、警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物発見等の報告があった場合は、実施本部各部及び消防防災関係機関に通報連絡を行い、是正・改善を行う。

(4) 記録

警備消防防災本部は、是正又は措置の結果及び警備消防防災本部が執った措置を同報告書に記録する。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知又は発見した者は、消防機関へ速やかに通報するとともに、警備消防防災本部に対して、電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発生時における活動)

第12条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び各施設防火防災管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡等

ア 警備消防防災本部は、火災等の情報又は発生の通報を受理した場合は、その通報内容について通信記録(様式第2号)に記録するとともに、本部員及び警戒員を直ちに現場に派遣させて事実確認を行う。

イ 警備消防防災本部は、火災等の発生を確認した場合は、消防防災関係機関へ通報連絡を行い連携協力体制を確立するとともに、火災等発生状況報告書(様式第3号)により火災等の発生の内容を把握する。

ウ 警備消防防災本部は、把握した火災等の状況に応じて、救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制する。

(2) 初期消火活動、連絡調整等

ア 警備消防防災本部における措置

(ア) 把握した内容に基づき、消防防災関係機関に出動要請の通報を行うとともに、消防防災関係機関と緊密な連絡体制を確立する。

(イ) 火災等発生場所以外の本部員及び警戒員を現場に派遣させて、消防防災関係機関による消火活動等への支援活動を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制し、運用する。

(ウ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報の収集及び実施本部、消防防災関係機関等への通報連絡を逐一行い、実施本部における指揮命令体制を確立する。

(エ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。

(オ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 現場における措置

(ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行うとともに、被害の拡大防止に努め、負傷者がいる場合は救護活動を優先する。

(イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導にあたる。

(ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 可能な限り、火災等の発生に係る発見者、目撃者等の確保に努める。

(オ) 火災等の発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められ、又はおそれがある場合は警備消防防災本部への連絡を行う。

(カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、臨時消防防災組織編制表に基づく任務分担に従い、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(4) 救護支援

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関又は救護担当班の活動を支援する。

(非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 各施設防火防災管理者との協議

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ施設防火防災管理者と協議する。

(2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第14条 避難場所は、別表第3のとおりとする。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第15条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第16条 警備消防防災本部及び消防防災関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

第4章 いきいき茨城ゆめ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第17条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2019年10月12日(土) ～10月14日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【ひたちなか市】 ○ 笠松運動公園陸上競技場 [陸上競技(身・知)] ○ 笠松運動公園屋内水泳プール [水泳(身・知)] ○ ひたちなか市総合運動公園総合体育館 [バレーボール(身)] ○ 松戸体育館 [バレーボール(精)] ○ ひたちなか市総合運動公園陸上競技場及びスポーツ広場 [サッカー(知)] 【常陸太田市】 ○ 山吹運動公園野球場 [ソフトボール(知)] ○ 山吹運動公園運動広場 [フットベースボール(知)] ○ 里美運動公園多目的スポーツ広場 [グラウンドソフトボール(身)] 【水戸市】 ○ ケーズデンキスタジアム水戸 [フライングディスク(身・知)] ○ 東町運動公園新体育館 [バスケットボール(知)] 【つくば市】 ○ 荃崎運動公園多目的広場 [アーチェリー(身)] ○ つくばカピオ [車椅子バスケットボール(身)] 【日立市】 ○ 日立市池の川さくらアリーナ[卓球(身・知・精) (サウンドテーブルテニス(身)を含む)] 【取手市】 ○ フジ取手ボウル [ボウリング(知)] 【結城市】 ○ かなくぼ総合体育館 [バレーボール(知)] ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。

(体制等)

第18条 消防防災体制及び活動内容は、第3章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市と連携しながら整備する。

第5章 教育・訓練

(教育・訓練の実施)

第19条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、両大会開催前の適切な時期に、業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

(教育・訓練内容)

第20条 教育及び訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) 教育

- ア 両大会における消防防災業務に関すること。
- イ 開・閉会式等消防防災業務マニュアルの周知徹底に関すること。
- ウ 警備消防防災本部及び臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- エ その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

- ア 火災等の情報収集、伝達及び通報訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 通信機器取扱訓練
- カ その他必要と認める事項

第6章 雑則

(委任)

第21条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第74回国民体育大会警備・消防防災基本計画及び第19回全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、いきいき茨城ゆめ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制及び活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象又は火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等突発事案であって、死傷者等を伴い、社会的反響の大きい事案、又は死傷者等を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 開・閉会式会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	開催場所
いきいき茨城ゆめ国体 総合開・閉会式リハーサル	2019年9月21日（土）	【笠松運動公園】 ・ 笠松運動公園敷地内及び 周辺 ・ その他関係施設 【荒天時】 ・ 未定
いきいき茨城ゆめ国体 総合開会式	2019年9月28日（土）	
いきいき茨城ゆめ国体 総合閉会式	2019年10月8日（火）	
いきいき茨城ゆめ大会 開・閉会式リハーサル	2019年9月22日（日）	
いきいき茨城ゆめ大会 開 会 式	2019年10月12日（土）	
いきいき茨城ゆめ大会 閉 会 式	2019年10月14日（月）	
事前警戒・警備	2019年9月中旬（予定） ～ 9月27日（金） 2019年10月上旬（予定） ～ 10月11日（金）	

（警戒措置）

第4条 実施本部入場整理部長は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部関係部長と連携して次の警戒措置を行う。

- （1）大規模災害等に関する情報の収集
- （2）交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- （3）避難経路の確認及び避難場所の確保
- （4）仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- （5）大規模災害等対応の指揮及び避難場所等の周知
- （6）火気の使用中止及び機器等の運転の安全確認
- （7）医薬品、医療器具等の確保準備
- （8）県・関係市町村災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）及び消防、警察、自衛消防組織、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- （9）その他必要な警戒措置

（大規模災害等発生時の措置）

第5条 実施本部員は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行

う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策及び会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関及び県・関係市町村災害対策本部等との密接な連携及び情報交換
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

（特別緊急災害対策本部の設置）

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがある場合、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、特別緊急体制伝達系統図（別表第1）により伝達を行うとともに、特別緊急災害対策本部（以下「特別緊急本部」という。）を設置する。

- 2 特別緊急本部は、開・閉会式等会場が被災等により使用に耐え難い場合、又はそのおそれがある場合においては、近隣の適切な場所に設置する。
- 3 特別緊急本部は、特別緊急災害対策本部編制表（別表第2）のとおり編制する。
- 4 特別緊急本部設置時の通信体制は、別に定める。

（特別緊急本部の運用）

第7条 特別緊急本部の編制にあたっては、大規模災害等の発生場所や規模、被害状況及びその拡大、波及性等を勘案し、弾力的な運用を図るものとする。

（防災関係機関との連携）

第8条 特別緊急本部は、大規模災害等の一時的な応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関連絡系統図（別表第3）に基づき、防災関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、協力体制を確立する。

（県防災組織との関係）

第9条 特別緊急本部は、大規模災害等の発生又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合において、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(主催者連絡会議等による決定措置)

第10条 実施本部長は、両大会開催直前又は開催中において主催者連絡会議等による中止又は中断の決定がなされた場合は、混乱による各種事故防止を図るため、必要に応じて特別緊急本部を設置し、直ちに次の措置をとる。

- (1) 両大会参加者に対して、場内放送設備、大型映像装置等の機器の活用及び実施本部長、警備員等の現場広報により、中止又は中断の周知を図り、避難又は退場の案内誘導を行う。
- (2) 出入口等における退場の支障となる物品等を撤去するとともに、必要により避難口を開放し、第13条に定める避難場所への安全な誘導に努める。
- (3) 会場への入場禁止措置をとるとともに、入場しようとする者に対して、中止又は中断の周知を図り、必要により直近の避難場所へ安全な誘導を行う。
- (4) 緊急の避難を必要としない中止の決定があった場合は、両大会参加者をそれぞれの通常手段により退場場所まで安全に案内誘導を行う。
- (5) 避難後の残留者の発見に努め、発見した場合は直ちに避難又は退場の措置をとる。
- (6) 中断する場合においては、無用な混乱を生じさせないため中断の理由及び中断に伴う措置並びに今後の見通しについて両大会参加者に周知を図るとともに、突発的な事案の拡大等による中止に備えた警戒措置に配慮する。

(実施態度の決定)

第11条 開・閉会式等の実施の決定に係る処理等は、別に定めるところによる。

(避難等の周知)

第12条 実施本部は、大規模災害等の発生により両大会参加者を避難させる場合に備え、次の方法等により入場時に両大会参加者に対する大規模災害等対策の事前周知・啓発を図る。

- (1) 着席ゾーンにおける避難経路、退場口、避難時の留意事項等を記載したビラの配布
- (2) 場内放送の活用による大規模災害等発生時の諸注意の伝達
- (3) 演技出演者、音楽隊等が使用する場所の避難経路、退場口、避難時の留意事項等の口頭による伝達

(避難場所)

第13条 避難場所は、別表第4のとおりとする。

(留意事項)

第14条 避難誘導にあたっては、次の事項に留意し、両大会参加者の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

- (1) 場内非常放送の活用、拡声器等による避難方法、避難経路の案内指示等の広報を積

極的に行い、心理的不安の除去を図りつつ、混乱による二次災害の防止に努める。

- (2) あらかじめ定められた避難対象区分における両大会参加者の行動統制を図り、前条で定めた避難場所に誘導する。
- (3) 乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者に対する積極的な支援を行い、負傷者とともに最優先で避難誘導に努める。
- (4) トイレ、洗面所、各諸室等における残留者の発見に努める。
- (5) 避難場所における避難者数、負傷者等の有無及び負傷程度の把握に努める。
- (6) 避難者に対して判明した大規模災害等の現況、公共交通機関の運行及び道路交通状況並びに今後の見通し等について積極的かつ効果的な広報に努める。
- (7) 防災関係機関との連携を密にして、積極的な協力支援に努める。

(負傷者等の搬出等)

第15条 特別緊急本部は、人命救助を最優先とした迅速な救助活動に努め、救急医療関係者との連携を密にした救護支援を行う。

- 2 負傷者等の搬送先は、原則として救護所とする。ただし、搬送に耐え難いと判断される重傷(症)者にあつては、医療関係者の判断による。

(医療体制)

第16条 特別緊急本部は、防災関係機関と連携を密にして、負傷者等を指定救急医療機関等の医療施設へ迅速に搬送するための支援を行うとともに、迅速・的確な医療体制の確立を図る。

第3章 いきいき茨城ゆめ大会の競技会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第17条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
競技会場 (練習会場含む)	2019年10月12日(土) ～10月14日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【ひたちなか市】 ○ 笠松運動公園陸上競技場 [陸上競技(身・知)] ○ 笠松運動公園屋内水泳プール [水泳(身・知)] ○ ひたちなか市総合運動公園総合体育館 [バレーボール(身)] ○ 松戸体育館 [バレーボール(精)] ○ ひたちなか市総合運動公園陸上競技場及びスポーツ広場 [サッカー(知)]

	<p>【常陸太田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山吹運動公園野球場 [ソフトボール(知)] ○ 山吹運動公園運動広場 [フットベースボール(知)] ○ 里美運動公園多目的スポーツ広場 [グラウンドソフトボール(身)] <p>【水戸市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケーズデンキスタジアム水戸 [フライングディスク(身・知)] ○ 東町運動公園新体育館 [バスケットボール(知)] <p>【つくば市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 茎崎運動公園多目的広場 [アーチェリー(身)] ○ つくばカピオ [車椅子バスケットボール(身)] <p>【日立市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日立市池の川さくらアリーナ[卓球(身・知・精) (サウンドテーブルテニス(身)を含む)] <p>【取手市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フジ取手ボウル [ボウリング(知)] <p>【結城市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かなくぼ総合体育館 [バレーボール(知)] <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--

(活動内容)

第18条 大規模災害等の対策（避難場所を含む。）については、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第4章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第19条 実施本部は、大規模災害等発生時における円滑な諸活動の実施に備え、関係する実施本部員に対し、研修会等において必要な教育及び訓練を実施する。

(教育及び訓練内容)

第20条 大規模災害等の対策に関する教育及び訓練内容は、原則として次のとおりとする。

(1) 教育内容

- ア 特別緊急本部の組織編制に関すること。
- イ 本実施計画の周知及び大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- ウ その他、両大会の開催に伴う大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

- ア 大規模災害等情報の収集、伝達及び通信要領
- イ 救出救護訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 広報活動訓練
- オ その他必要と認める事項

第5章 雑則

(委任)

第21条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
開・閉会式会場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会の開会式及び閉会式（以下「開・閉会式」という。）の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、開・閉会式会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開・閉会式関連会場

「笠松運動公園」及び周辺地域において、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する区域をいう。

(2) 入場管理エリア

前号で定める区域のうち、別図に示すように開・閉会式関連会場のうち、IDカード又は入場券（以下「IDカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。

(3) 式典会場

入場管理エリアのうち、開・閉会式の式典が行われる区域をいう。

(管理運営者)

第3条 開・閉会式関連会場の管理運営者は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(持込禁止物)

第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込むではない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させるもの（銃砲の威力のない銃器を含む）
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物

- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他凶器として使用されるおそれのある物
 - (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物
 - (7) 塗料類(ペンキ類)
 - (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
 - (9) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。)
 - (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
 - (11) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。)
 - (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物
- 2 式典会場に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。該当物については持込み禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) ペットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類(スプレー缶を含む。)、凍結物その他の投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット及びスピーカーその他の大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他開・閉会式の式典の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

(禁止行為)

第5条 開・閉会式関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立入ること。
- (2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること。
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。

- (6) 抗議集会，デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
 - (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し，又はごみその他の汚物を廃棄すること。
 - (8) アルコール，薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し，又は入場しようとする
こと。
 - (9) 実行委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく，開・閉会式関連会場に自動
車を乗り入れ，又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
 - (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ，又は所定の場所以外の場
所に駐輪すること。
 - (11) たき火，電熱器，ガスその他これに類する火気を使用すること。
 - (12) テント，小屋掛けその他工作物を設けること。
 - (13) 商行為，寄付金の募集，広告物の掲示等の行為をすること。
 - (14) 文書，図書，図面，印刷物その他の物を配布し，又は掲出すること。
 - (15) 宣伝，勧誘，署名活動，演説，講演，布教，集会又は喧噪にわたる行為をすること。
 - (16) 本人名義以外のIDカード等を使用して入場管理エリアに入る目的でIDカード等を
所持し，または入場しようとする事。
 - (17) 施設又は設備に施された錠，封印，テープ等を損壊，開封又は改変すること。
 - (18) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ，入場者等に迷惑若しくは
危険を及ぼし，又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 式典会場において，前項各号に掲げる行為のほか，次の各号に掲げる行為をしてはなら
ない。ただし，会長が特に必要と認めた場合は，この限りではない。
- (1) 会場内で傘を使用すること。
 - (2) 他の入場者の迷惑になる，又はそのおそれのある撮影を行うこと。
 - (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。

(遵守事項)

第6条 入場者等は，開・閉会式関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければなら
ない。

- 2 入場管理エリアに入場し，又は入場しようとする者は，次の各号に掲げる事項を遵守し
なければならない。
- (1) IDカード等を外部から視認できるように指定された方法により携帯すること。
 - (2) 運転免許証，障害者手帳，パスポート等写真付きの身分証明書又は健康保険被保険者
証その他の本人であることを確認できるもの（以下「本人確認書類」という。）を携帯し，
係員から提示を求められたときは，これに応じること。
 - (3) 係員の指示，案内，誘導等に従い行動すること。
- 3 式典会場に入場し，又は入場しようとする者は，前項各号に加え，次の各号に掲げる事
項を遵守しなければならない。
- (1) 指定された場所において，IDカード等及び本人確認書類を係員に提示すること。

- (2) 式典会場における秩序の保持と大会の円滑な運営のための手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 指定された席又はスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。

(入場制限等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開・閉会式関連会場への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 会長の許可なく、第4条に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
- (2) 会長の許可なく、第5条に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者
- (3) 正当な理由なく前条に掲げる事項を遵守しない者

(雑則)

第8条 第4条及び第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- (1) 実行委員会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実施本部が、開・閉会式の会場設営及び運営並びに式典行事を行う場合
 - (2) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会ひたちなか市実行委員会が競技のため会場設営及び運営を行う場合
- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年9月27日から施行し、2019年10月14日をもって、その効力を失う。

第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」 情報保障体制整備基本方針について

1 趣旨

この基本方針は、第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」（以下「大会」という。）において、大会参加者及び観客等が、障害のあるなしに関わらず大会や競技の情報が得られるよう、情報保障を行うための体制の整備について、基本的な事項を定めるものとする。

2 整備体制

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会の情報保障体制を整備する。

なお、実行委員会は整備に当たり、会場地市、競技運営主管団体、情報支援ボランティア等養成連絡会議、社会福祉法人茨城県視覚障害者協会及びその他の関係団体と相互に連絡調整を図り、協力を得る。

3 整備内容

実行委員会は、情報保障体制の整備として、次のとおりボランティアの配置や機器等の整備を行う。

なお、整備箇所については、競技会場施設等の状況、大会参加者及び観客等の特性、経費等を総合的に勘案して選定する。

(1) 主に聴覚障害者への情報保障

ア 情報支援ボランティア

手話、要約筆記（手書き）、筆談、要約筆記（パソコン）の技術を用いて聴覚障害のある人への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、開・閉会式会場及び各競技会場等（以下「会場」という。）に、手話等各種情報支援ボランティアを配置する。

イ 映像装置（仮設モニター）

情報支援ボランティアによる情報保障活動が効果的かつ効率的に行えるよう、手話及び文字情報を表示するための映像装置を、大会運営上必要と認められる会場に設置する。

ウ ヒアリングループ

場内放送の内容等を誘導コイル付補聴器で聞き取りやすくするために、大会運営上必要と認められる会場に、ヒアリングループ装置を設置する。

エ 情報保障席

会場内の観客席において、上記ア、イ及びウによる複合的な情報保障が得られるよう、聴覚障害者のための優先席として情報保障席を設置する。

(2) 主に視覚障害者への情報保障

ア 点字・音声誘導装置

会場内の施設の位置等に関する情報を伝えるため、大会運営上必要と認められる会場に、点字案内板や音声誘導装置を設置する。

イ FMラジオ実況放送

競技等の経過等が分かるよう、大会運営上必要と認められる会場において、アナウンサー等によるFMラジオ実況放送を実施する。

ウ 点字及び音声コード入り資料の作成

大会パンフレットや競技関係資料等について、点字版を作成するとともに、音声コードを刷り込む。

(3) その他

ア 実施本部員等によるサポート

実施本部員、大会運営ボランティア等においても、必要に応じて、聴覚障害者に対する筆談等のサポートに努めるものとする。

イ サイン表示・ふり仮名表記

わかりやすい情報提供を行うため、案内看板や大会パンフレット等に大型ピクトサインによる表示やふり仮名表記を行うこととする。

ウ インターネットを活用した大会情報の提供

選手・役員及び観客等が随時大会関連情報を得られるよう、大会情報や競技結果等を大会ホームページで配信することとする。

4 その他

この方針に定めるもののほか、情報保障に関し必要な事項は、別に定める。

第19回全国障害者スポーツ大会 資格審査実施要項について

第19回全国障害者スポーツ大会（いきいき茨城ゆめ大会）の出場種目や組み合わせの決定を公平かつ円滑に行うため、参加選手の資格審査について、この要項に基づき実施する。

1 実施主体

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が、専門的な資質や知識・経験を有する者の協力を得て実施する。

2 資格審査対象

参加選手全員

3 審査内容

参加申込書に基づき、資格審査対象者について次の審査を行う。

- (1) 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める参加資格の条件を満たしていること。
- (2) 全国障害者スポーツ大会競技規則に定める年齢区分及び障害区分と出場申込みのあった競技・種目が適合していること。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議のうえ決定する。

附 則

この要項は、平成29年11月21日から施行する。

平成30年2月16日
第3回常任委員会報告

第19回全国障害者スポーツ大会 オープン競技の開催辞退について

全国障害者スポーツ大会専門委員会第1回委員会で選定した、第19回全国障害者スポーツ大会オープン競技について、NPO法人日本障害者ゴルフ協会から以下のとおり開催辞退の申出があったことから、これを了承し、当該競技の開催を取りやめることとする。

1 辞退競技

競技名	参加資格	主催団体	競技会場
障害者ゴルフ	身・知	NPO法人 日本障害者ゴルフ協会	ワンウェイゴルフクラブ (土浦市)

2 辞退理由

NPO法人日本障害者ゴルフ協会から、これまで競技実施に向けて準備を進めてきたが、当初予定していた会場では、競技時間など競技運営に支障があることが判明した。そのため、他の会場を検討してきたが、最適な会場が確保できなかったため。

※ 文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会へ報告（平成29年12月）。

平成30年2月23日
第5回募金・企業
協賛推進委員会報告

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会募金・企業協賛推進
要綱の一部改正について

(案)

募金及び企業協賛金の見直しにより、いきいき茨城ゆめ国体・いきい
き茨城ゆめ大会募金・企業協賛推進要綱の一部を次のように改正する。

第4条中「3億円」を「1億円」に改める。

第12条中「2億円」を「4億円」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年2月23日から施行する。

【新旧対照表】

旧	新
第4条 募金の目標額は、3億円とする。	第4条 募金の目標額は、1億円とする。
第12条 企業協賛金の目標額は、2億円とする。	第12条 企業協賛金の目標額は、4億円とする。